

令和2年2月5日（水）  
於：KKRホテル東京11階「白鳥」

## 第15期東京都住宅防火対策推進協議会（第3回）次第

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 議 事
  - (1) 令和元年中の住宅火災による死者の発生状況【資料1】
  - (2) モデル消防署における試行概要等【資料2、3】
  - (3) モデル消防署での試行を踏まえた共同購入の推進【資料4】
  - (4) 新たな広報施策（案）【資料5】
  - (5) 住宅防火対策の将来構想【資料6】
  - (6) その他
- 4 閉 会

### 【 配 布 物 】

- ・ 第15期東京都住宅防火対策推進協議会委員名簿
- ・ 第15期東京都住宅防火対策推進協議会（第3回）席次表
- ・ 協議会資料
  - 資料1 令和元年中の住宅火災による死者の発生状況
  - 資料2 モデル消防署での試行概要等
  - 資料3 モデル消防署での試行経過
  - 資料4 モデル消防署での試行を踏まえた共同購入の推進
  - 資料5 新たな広報施策について（案）
  - 資料6 住宅防火対策の将来構想について（提言案）

第15期東京都住宅防火対策推進協議会委員名簿

(50音順)

	氏名	職名等
委員	栗野 達人	公益社団法人 東京聴覚障害者総合支援機構 東京都聴覚障害者連盟 会長
委員	池上 三喜子	公益財団法人 市民防災研究所 理事
委員	伊藤 和子	多摩市 健康福祉部 高齢支援課長
委員	尾作 理恵	町田防火女性の会 会長
委員	小澤 浩子	赤羽消防団 副団長
委員	角谷 幸子	東京都民生児童委員連合会 常任協議員
委員	川井 誉久	社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 地域福祉部長
委員	菊地 聡	UR (独立行政法人都市再生機構) 東日本賃貸住宅本部 電気設備課長
委員	小林 三枝	特定非営利活動法人 東京都介護支援専門員研究協議会 理事
委員	佐藤 重春	豊島区 保健福祉部 高齢者福祉課長
委員	篠宮 壘	JKK東京 (東京都住宅供給公社) 住宅営繕部 設備担当部長
委員	柴宮 深	練馬区 福祉部 障害者サービス調整担当課長
会長	関 澤 愛	東京理科大学大学院 国際火災科学研究科 教授
委員	唯藤 節子	一般財団法人 全日本ろうあ連盟 理事
委員	田中 勝久	公益財団法人 東京連合防火協会 専務理事
委員	野村 由紀子	羽村市 福祉健康部 障害福祉課長
委員	萩森 義男	東京消防庁 本田消防署長 代理出席：水越 文広 (本田消防署 副署長)
会長代行	廣井 悠	東京大学大学院 工学系研究科都市工学専攻 准教授
委員	松本 浩司	NHK解説委員室 解説主幹
委員	山本 浩史	一般社団法人 日本火災報知機工業会 住宅防火推進委員会 委員長
委員	渡辺 博	公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会 副専務理事
委員	青木 浩	東京消防庁 防災部長
委員	福永 輝繁	東京消防庁 参事 兼 防災安全課長
オブザーバー	下川 明美	東京都福祉保健局 高齢社会対策部在宅支援課長 代理出席：飛座 則彦 (課長代理)
オブザーバー	八木 良次	東京都福祉保健局 障害者施策推進部 地域生活支援課長
オブザーバー	吉田 暁	総務省消防庁 予防課 予防係長

# 第15期東京都住宅防火対策推進協議会（第3回）席次表

令和2年2月5日（水）  
KKRホテル東京（11階 白鳥）

廣井会長代行  
（東京大学大学院工学系研究科  
都市工学専攻准教授）

関澤会長  
（東京理科大学大学院  
国際火災科学研究所教授）

松本委員  
（NHK解説委員室 解説主幹）

	○	○	○	
池上委員 （公益財団法人 市民防災研究所理事）	○			唯藤委員 （一般財団法人 全日本ろうあ連盟 理事）
角谷委員 （東京都民生児童委員連合会 常任協議員）	○			栗野委員 （公益社団法人 東京聴覚障害者総合支援機構 東京都聴覚障害者連盟 会長）
尾作委員 （町田防火女性の会 会長）	○			小林委員 （特定非営利活動法人 東京都介護支援専門員研究協議会 理事）
小澤委員 （赤羽消防団 副団長）	○			山本委員 （一般社団法人 日本火災報知機工業会 住宅防火推進委員会 委員長）
川井委員 （社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 地域福祉部長）	○			菊地委員 （独立行政法人 都市再生機構 東日本賃貸住宅本部 電気設備課長）
田中委員 （公益財団法人 東京連合防火協会 専務理事）	○			渡辺委員 （公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会 副専務理事）
萩森委員 （東京消防庁 本田消防署長） ※代理：水越 文広（本田消防署 副署長）	○			篠宮委員 （東京都住宅供給公社 住宅営繕部 設備担当部長）
青木委員 （東京消防庁 防災部長）	○			下川 オブザーバー （東京都福祉保健局 高齢社会対策部 在宅支援課長） ※代理：飛座 則彦（課長代理）
福永委員 （東京消防庁 参事 兼 防災安全課長）	○			八木 オブザーバー （東京都福祉保健局 障害者施策推進部 地域生活支援課長）
				吉田 オブザーバー （総務省消防庁 予防課 予防係長）

事務局		
○	○	○
（東京消防庁 防災部 副参事）	（東京消防庁 生活安全係 防災安全課長）	（東京消防庁 生活安全係 防災安全課主任）

○	速記
---	----

傍聴席

# 令和元年中の住宅火災による死者の発生状況

## 1 火災の発生状況

- 令和元年中の総火災件数は**4,084件**であり、昨年の3,973件から**111件増加**
- 住宅火災は**1,546件**であり、昨年の1,484件から**62件増加**（図1）
- 住宅火災の出火原因の内訳を見ると、「**こんろ**」、「**たばこ**」の順に多く発生（図2）  
なお、放火126件のうち60件は居住者等の建物関係者自身による放火である。

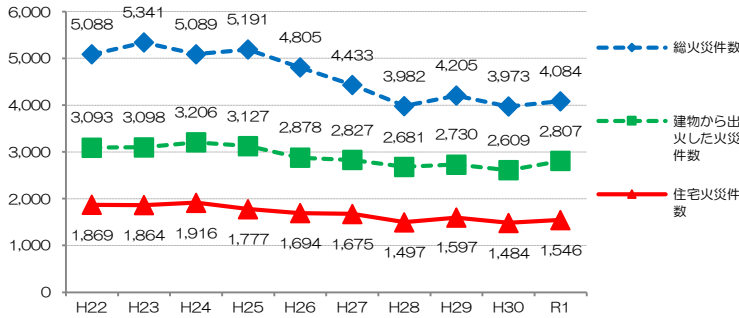


図1 過去10年間の火災の発生件数の推移

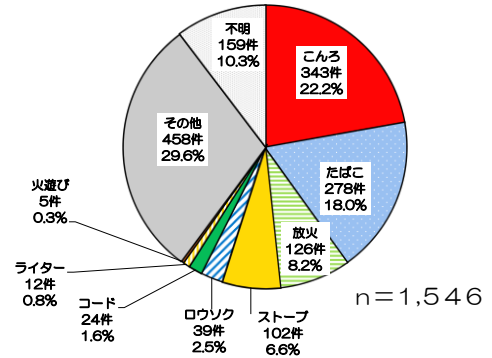


図2 住宅火災の出火原因の内訳（令和元年中）

## 2 住宅火災の死者発生状況

### (1) 住宅火災による死者数と出火原因

- 住宅火災の死者は**83人**発生し、昨年と比較すると**17人増加**（80人超は平成24年以来）
- **高齢者が53人**であり、**全体の63.9%**を占めている（図3）。
- 死者が発生した住宅火災の出火原因の内訳を見ると、「**たばこ**」、「**ストーブ**」の順に多くなっている（図4）。

なお、放火による死者8人のうち6人は、居住者等の建物関係者自身の放火による死者である。

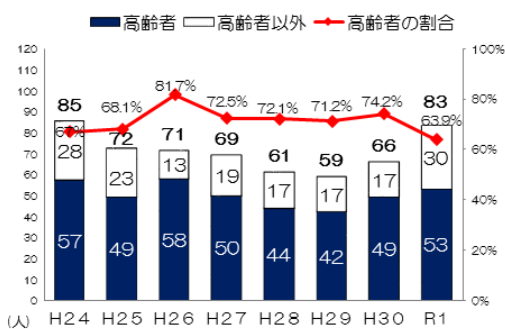


図3 住宅火災の死者の推移

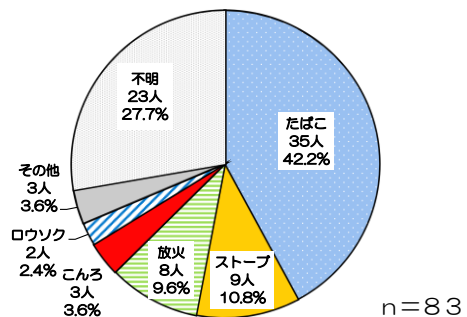


図4 死者の発生した住宅火災の出火原因の内訳（令和元年中）

### (2) 「たばこ」、「ストーブ」、「こんろ」による住宅火災の死者の発生状況

- 「たばこ」、「ストーブ」、「こんろ」とも高齢者の死者が多く、「**ストーブ**」、「**こんろ**」については**全て高齢者が占めている**（図5）。
- 着火物では、「たばこ」でふとん等が最も多くを占めているほかには、特出して多くを占めているものはない（図6）。

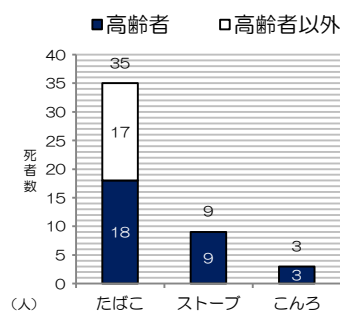


図5 高齢者の死者の発生状況（令和元年中）

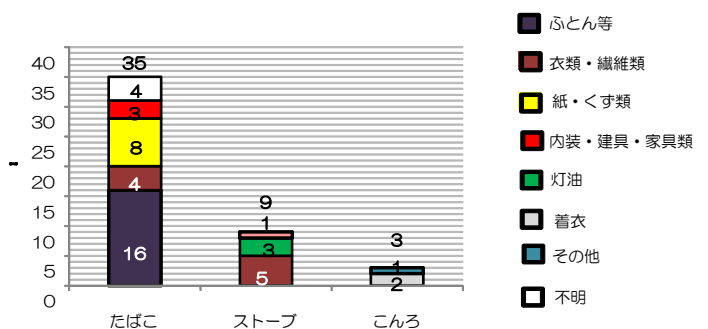


図6 着火物別の死者発生状況（令和元年中）

- 「たばこ」、「ストーブ」の各出火原因の特徴について見ると、「たばこ」では寝たばこ等による「火源が落下する」火災で死者が多く発生している（図7）。
- 「ストーブ」では「電気ストーブ」を発火源とした火災が半数以上となっている（図8）。

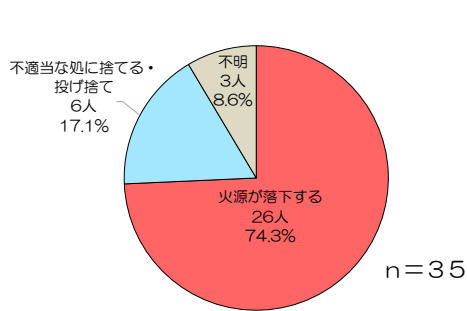


図7 たばこ経過別死者数 (令和元年中)

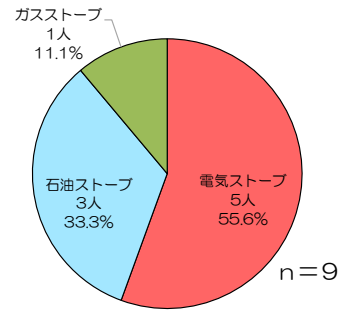


図8 ストーブ発火源別死者数 (令和元年中)

### 3 住宅用火災警報器等設置状況別の住宅火災による死者発生状況

東京消防庁管内の住宅における住宅用火災警報器等の設置率は約9割である。しかしながら、住宅火災による死者83人中、住宅用火災警報器等が設置されていない住宅における死者は41人であり、半数近くを占めている。（図9）。

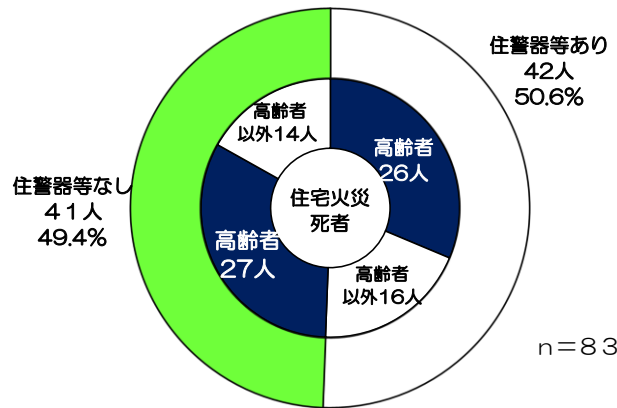


図9 住宅用火災警報器等設置状況別の住宅火災による死者 (令和元年中)

### 4 着衣着火による住宅火災の発生状況

着衣着火による住宅火災は47件発生し、2人の死者及び47人の負傷者が発生している。死者はいずれも高齢者であった（図10）。

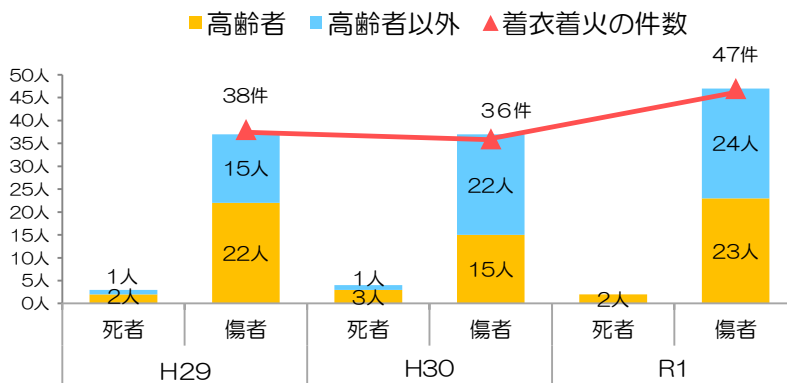


図10 過去3年間の着衣着火による住宅火災の件数及び死傷者数

※ 住宅火災による死者とは、寄宿舍、下宿、共同住宅、専用住宅及び長屋の用に供する建築物又はその部分から出火した火災により死亡した者（自損により死亡した者を除く。）をいう。  
 ※ 令和元年中の数値は全て速報値であり、今後変更になる場合がある。

## モデル消防署での試行概要等

モデル消防署（野方消防署、本田消防署）において、共同購入を試行するとともに、全消防署において重点的な広報を行い、効果・課題等を検証した。

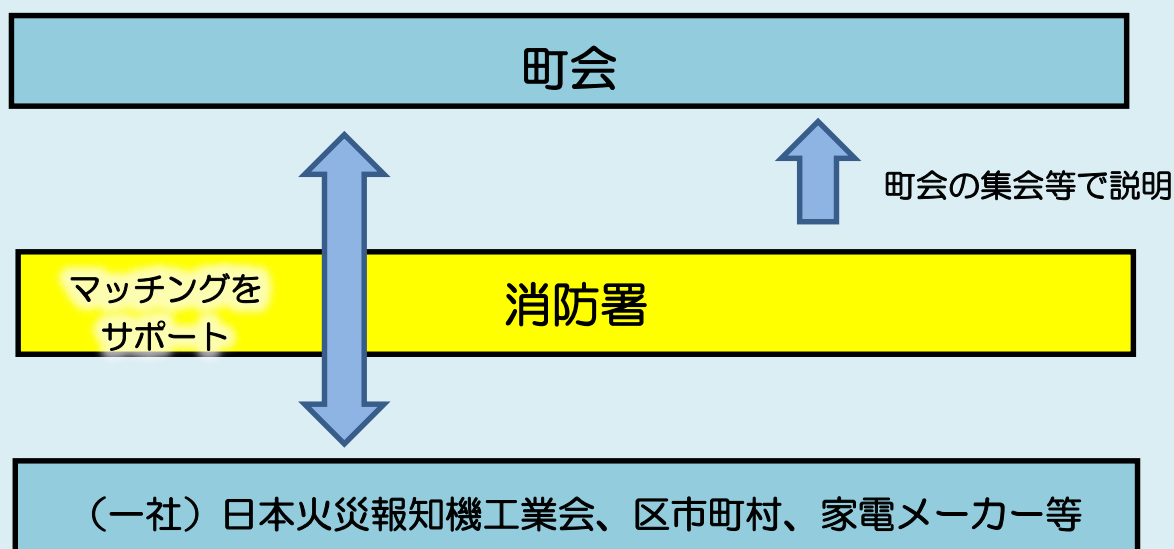
《試行期間》

令和元年10月29日（火）から令和元年12月31日（火）まで

### ○ 町会単位での共同購入（野方消防署・本田消防署で試行）

#### 共同購入のメリット

- ・ 次回の交換時期が揃うため、交換忘れを防止
- ・ 地域のつながりが深まり、防災力が向上
- ・ 防火体制の強化
- ・ 悪質な訪問販売等からの被害防止



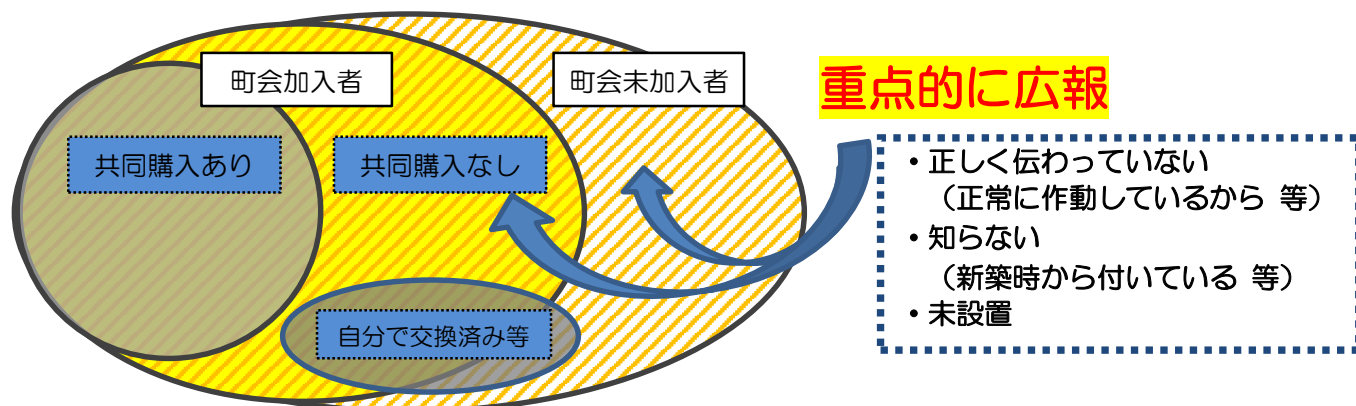
### ○ 広報における重点項目（全消防署での実施）

#### ○方法

防火防災診断、防火防災訓練、チラシ、SNS、ホームページ等による広報

#### ○内容

正常に作動していたり、電池が切れていない場合でも、10年経過で交換が必要なこと 等



# モデル消防署での試行経過

## 1 共同購入の経過

### (1) 共同購入事例

事例1：中野区A町会（952世帯）

9月	町会長へ説明	消防職員から町会長に対して、共同購入について個別説明し、町会の役員会時に説明したい旨を依頼して了承を得る。
10月19日	町会役員会で説明	定期的に開催される町会の役員会で、消防職員が住宅用火災警報器の交換の必要性、共同購入のメリット等を説明（資料3-2参照）
12月20日	打ち合わせ①	町会の役員会において業者が機種・料金等を説明 回覧用チラシの作成を、町会から消防署に依頼
12月27日	打ち合わせ②	回覧用チラシの内容を、町会役員と消防署で最終確認
1月15日	募集	回覧開始（資料3-3参照）
2月下旬	取りまとめ	回覧取りまとめ完了予定
3月上旬	購入・配布	購入希望者へ配布予定

事例2：中野区B町会（3,550世帯）

8月6日	町会役員会で説明	定期的に開催される町会の役員会で、消防職員が住宅用火災警報器の交換の必要性、共同購入のメリット等を説明（資料3-2参照）
9月上旬	打ち合わせ①	町会が決定した共同購入担当者と、共同購入の進め方について消防署と調整
11月	打ち合わせ②	消防署で作成した回覧用チラシの内容を、町会担当者と確認
令和2年1月	募集	回覧開始
2月下旬	取りまとめ	回覧取りまとめ完了予定
3月上旬	購入・配布	購入希望者へ配布予定

《町会のサポート内容》

- ・取付困難な世帯に対し、青年部が取付支援を行う予定

事例3：葛飾区C連合町会（8町会、7,082世帯）

8月1日	町会長会議で説明	C連合町会の町会長会議において、消防職員が住宅用火災警報器の交換の必要性、共同購入のメリット等について説明
9月	町会役員会で話し合い	定期的に開催される各町会の役員会で、それぞれ共同購入について町会役員が話し合いを実施
10月2日	打ち合わせ①	消防署が作成した共同購入回覧チラシ（案）を連合町会長に提示
10月6日	打ち合わせ②	各町会担当者と取扱業者との調整 （製品、価格、納品方法等について話し合う）
11月中旬	募集	共同購入チラシを回覧（資料3-4参照）
12月15日	取りまとめ	共同購入募集締め切り
12月20日	購入	取扱業者に発注（7町会328個）
1月10日	納品 配布開始	取扱業者が地区センターに納品 各町会担当者が受領し、各世帯に配布開始
1月末まで	配布完了	各世帯に配布完了予定

事例4：葛飾区D連合町会（4町会、5,366世帯）

8月28日	町会長会議で説明	D連合町会の町会長会議において、消防職員が住宅用火災警報器の交換の必要性、共同購入のメリット等について説明
9月	町会役員会で話し合い	定期的に開催される各町会の役員会で、それぞれ共同購入について町会役員が話し合いを実施
10月3日	打ち合わせ①	消防署が作成した共同購入回覧チラシ（案）を連合町会長に提示
11月20日	打ち合わせ②	連合町会長と消防署で、消防署が作成した購入申込書、共同購入回覧チラシの最終確認
1月6日	募集	共同購入のチラシを回覧
1月15日	打ち合わせ③	各町会担当者と取扱業者との調整 （納品方法、支払方法等について話し合う）
2月15日	取りまとめ	共同購入募集締め切り
2月下旬	納品予定	取扱業者が地区センターに納品 各町会担当者が受領し、各世帯に配布開始予定



事例5：葛飾区E町会（1,577世帯）

9月13日	町会長会議で説明	連合町会長会議において、消防職員が住宅用火災警報器の交換の必要性、共同購入のメリット等について説明
9月下旬	町会役員会で話し合い	定期的に開催される各町会の役員会で、それぞれ共同購入について町会役員が話し合いを実施 8つの町会がある連合町会であったが、E町会のみが単独で共同購入を行うこととする。
10月22日	打ち合わせ①	消防署が作成した共同購入回覧チラシ（案）を、町会長に提示
11月20日	打ち合わせ②	町会長と消防署で、消防署が作成した購入申込書、共同購入回覧チラシの最終確認
3月（予定）	募集	共同購入募集を開始予定

(2) モデル消防署及び共同購入実施町会からの意見

ア モデル消防署からの意見

推奨事項：①義務化当時に共同購入実績がある町会は、前向きに検討してもらったことができた。

②住宅用火災警報器の維持管理・共同購入について、パワーポイントで説明資料を作成したことで、町会に対し、分かりやすい説明を実施できた。

③町会長会議や町会の役員会で説明することで、疑問点や問題点について、その場で消防職員が回答することができた。

課題：①多くの町会を有する消防署もあり、職員が分担して説明する際には、説明者が異なっても統一した説明ができるよう、資料・マニュアルが必要である。

②町会員が最も関心を持っているのは価格であることから、事前に価格を把握しておく必要がある。

③住宅用火災警報器が一度も鳴動したことがないという世帯が多く、関心を示さない参加者もいた。

イ 町会からの意見

推奨事項：①購入希望者の募集は、町会回覧が効率がよかった。

②共同購入により、安価な価格を提示でき、多くの購入希望があった。

課題：①集金、配布等、役員負担が大きい

②町会未加入者も多く、回覧だけでは伝わらない。

③消防機関が共同購入をすすめることに疑問がある。

④住宅用火災警報器の受けパーツ（土台）がそのまま使えた方がよい。



### (3) 共同購入に至らなかった町会の理由

ア 町会役員の負担が大きい。

イ 補助金がなく、全額個人負担となることに対して、町会役員の理解が得られなかった。

ウ 購入申込書のみを町会内で回覧するのみとし、後は各世帯で購入や受取ができる仕組み（町会が間に入らず、各世帯が業者と直接やりとりを行う）があればよかった。

## 2 重点的な広報の経過

### (1) 広報手段等

ア 横断幕の作成

各種行事の広報展示コーナーで使用できるように、長机に設定可能な横断幕を作成し、住宅用火災警報器の本体交換の必要性を地域住民へ周知した。



イ 防災訓練、自衛消防訓練での広報

ウ 防災メールマガジン、署HP、区広報誌、FMラジオ、駅構内の掲示板等

エ 総合的な防火防災診断時の広報

オ スーパーの店頭やホームセンターで広報キャンペーン

カ チラシの作成（資料3-5参照）



## (2) 推奨事項と課題

### ア 推奨事項

- ① 防災訓練会場で広報ブースを設けることで、設置後10年での本体交換の推奨とともに、共同購入について多くの訓練加者の関心を得ることができた。
- ② 防災講話の機会に、近隣での火災を知らせるとともに、住宅用火災警報器の奏功事例を紹介することで、本体交換や共同購入についての重要性を再認識してもらうことができた。

### イ 課題

- ① 消防職員が統一した広報ができるように、住宅用火災警報器の点検、交換の広報要領（マニュアル）が必要
- ② 説明用として住宅用火災警報器の実機モデルがあるとよい。
- ③ 高齢者の一人暮らしの方等では、購入しても取り付けられない方が多くいる。

# 「野方消防署からののお知らせです」

## 1 本日、野方消防署がお話しすることは？

本日は、野方消防署から、3つのお話しさせていただきます。

- ① 火災による被害の軽減には、住警器の設置が不可欠です。
- ② 住警器は、10年を目安として交換をお勧めしています。
- ③ 「10年経過した住警器の本体交換」に、ご協力をお願いします。



## 2 地域の皆さんに本体交換してもらうためには？

住民の皆さんにとっては、いざ本体交換をしようと思っても、どの住警器を購入したらよいか迷ってしまうものです。ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯などには、ご自身で取り付けることが困難な場合も考えられます。こうした場合は、共同購入（地域でまとめて購入）し、「10年経過した住警器の本体交換」をすすめてみましょう。



## 3 地域でまとめて購入するには？

「共同購入」とは、町会・自治会で購入する製品を選び、町会・自治会員の皆さんとまとめて住警器を購入する方法です。ある程度まとまった個数を一括購入する共同購入では、注文個数によっては割引があるので、「お得感」もあります。



## 4 共同購入すると、どのくらいの価格で購入できる？

共同購入で100個以上購入すると、1個あたりの価格は、●, ●●●円～●, ●●●円です。（取付けは、個人で行うことになります。）

## 5 「取付け」も一緒に発注できるの？

業者によって、住警器本体・取付け（取外し）・処分料・出張費が異なります。取付け業者と相談し、納得のいく業者を選んでください。



## 6 町会・自治会の役員の方さまへのお願い

- 住警器には、10年を目安として交換が必要であることをお知らせしてください。
- 今後、野方消防署で町会・自治会を単位とした希望者に対する共同購入について説明をさせて頂きたく、引き続き、機会の提供などをお願いします。

各 位

●●町会  
会 長 ●● ●●

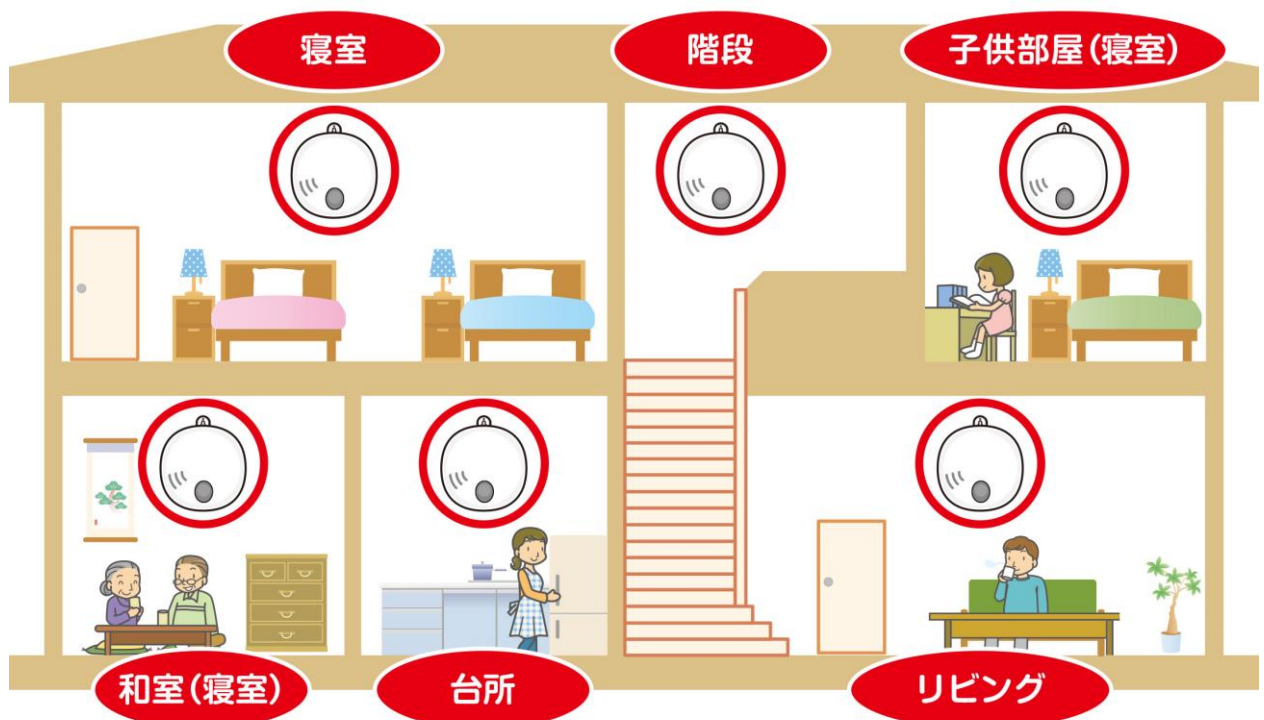
## 住宅用火災警報器（煙式）の共同購入について

住警器の設置が義務付けられた際に設置した皆さんのお宅の住警器は、10年以上経過をしていませんか？

古い住警器は、電子部品の寿命で作動しない場合があります。

10年を目安に本体を交換しましょう。（裏面につづく）

### 「住宅用火災警報器の設置場所」



住警器の設置場所は、全ての居室・台所・階段です。上の図の  部分となります。

今回、●●町会で、『住警器の共同購入』を企画しました。発注先は●●株式会社です。

価格等は、下表のとおりです。

住宅用火災警報器の価格	1個当たりの価格 ●,●●●円 (税込) ※ 300個以上の購入で●,●●●円 (税込) になります！	
取付け方法等	販売業者による取付けはなく、ご自身での取付けとなります。 取付ける場所は <u>壁 (天井でも可)</u> です。	
処分方法	ご家庭毎に処分	電池と本体を分け、 電池—乾電池回収ボックス 本体—燃やすごみ

<●●社製住警器の特徴>

- 1 壁掛けタイプ (取付けが簡単)
- 2 電池内蔵タイプ (ボタンを押すだけで監視スタート)
- 3 非火災鳴動を低減 (虫やホコリは入りにくい構造)
- 4 設置環境を自動学習 (鳴動までの時間を自動的にコントロール)

別紙の「申込書」に必要事項を記入し、班長もしくは地区長に提出してください。



10年たったら、とりカエル。

# 住宅用火災警報器

～設置と維持管理を～

住宅火災によって東京都では66人の方が亡くなっています。

住宅用火災警報器は、火災を**早期に発見し**、**尊い命を守る**ためにとっても有効です。

※数値は、「住宅火災・放火火災の実態（平成30年中 東京消防庁）」

住警器の  
交換目安は

**10年！**



本体に記載の  
設置年月を確認  
してください。

10年経ったら火災を感知しなくなるリスクが高まるので、新しい警報器への交換をお勧めします。

どうして取り替えなきゃいけないの？



10年間働いた警報器はもうへとへとです。

電池や電子  
部品の  
劣化

ホコリなどによる  
目詰まり

# 鳴りますか？ 住宅用火災警報器

# 交換目安は10年です！

住宅用火災警報器は古くなると電子部品の劣化や電池切れなどで火災を感知しなくなることがあります。

設置年月日を確認し、設置10年を目安に本体の交換を検討しましょう！

## check!!

### 住宅用火災警報器の点検方法

本体のボタンを押すか、付属のひもを引いて点検できます。  
正常な場合、正常を知らせる音声や警報音が鳴ります。



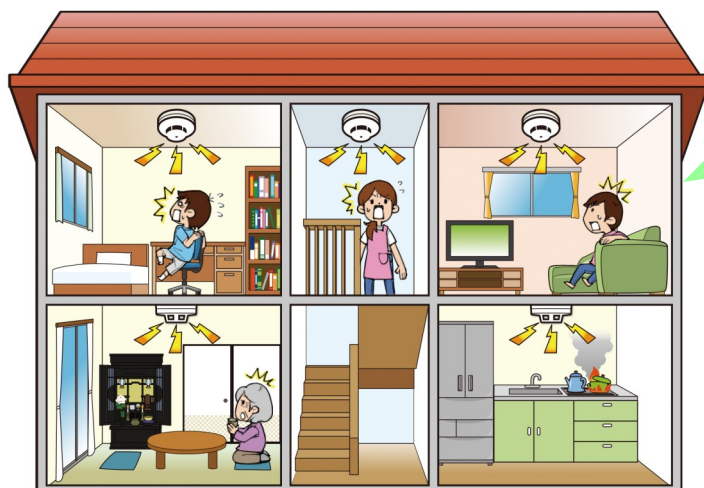
ボタンを  
押す！

または

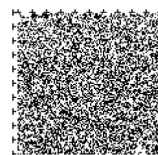


ひもを  
引く！

ピー、ピー、火事です！火事です！



連動型の住宅用火災警報器は、設置された全ての部屋で一斉に鳴動するため、火災の早期発見に有効です。





## 住宅用火災警報器の取り付け場所は？

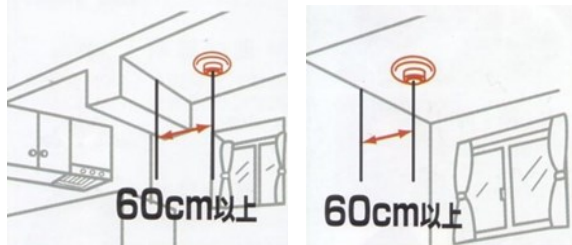


居間、リビング、子供部屋、寝室などの各居室と階段、台所の天井または壁に設置が必要です。  
(浴室、トイレ、洗面所、納戸などは含まれません。)  
自動火災報知設備やスプリンクラー設備が設置されている部屋等は、設置の必要はありません。

## 住宅用火災警報器の取り付け位置は？

### ● 天井に取り付ける場合

壁やはりから60cm以上離れた、天井の中央付近に取り付けます。  
(熱式の場合は、40cm以上)



### 《ここに注意！！》

- ▶ エアコンの吹き出し口や換気口などの位置から、1.5m以上離しましょう。
- ▶ ストープなどの熱または煙の影響を受けない位置にしましょう。

### ● 壁に取り付ける場合

天井から15cmから50cm以内に住宅用火災警報器の中心がくるように取り付けます。  
30㎡以上の台所の壁に取り付ける場合は、煙式の住宅用火災警報器とします。



## ご注意ください

警報器の機種によって、取り付けの注意点が異なります。製品に付属している取扱説明書を必ず確認してください。

取り付けは、高所での作業となり、転倒や落下などの危険があります。安定した足場を確保して、作業を安全に行ってください。

## ご相談・お問合せは、最寄りの消防署へ

ホームページ <https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp>

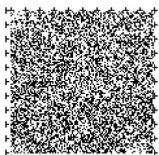
東京消防

検索



※ 区市町村によっては、住宅用防災機器等の給付または助成事業を実施している場合があります。  
詳しくは区市町村の各担当課へお問合せください。

東京消防庁 防災部 防災安全課 生活安全係 住宅防火対策担当 TEL 03-3212-2111 (内線4196)



本リーフレットは、目の不自由な方へ情報提供できるよう視覚障害者用音声コードと位置認識のため切込みを入れています。専用読み取り機によりコードの読み取りをすると、音声に変換され、文書内容が読み上げられます。

※ 専用読み取り機の給付等については、区市町村の障害福祉担当課へお問合せください。

VEGETABLE  
OIL INK マーク

リサイクル適正  
マーク

# モデル消防署での試行を踏まえた共同購入の推進

## 1 消防職員用資料（マニュアル）の作成

町会の数が多く、多数の職員が関わることから、職員が同じ認識で説明にあたる必要がある。また、職員自身が、各町会の仕組み等を理解するとともに、町会側が少ない負担で実施で取組めることなどを説明し、理解を得る必要がある。

- 職員用の資料（マニュアル）の作成（イメージ：資料4-2）

## 2 共同購入が実現しなかった町会等への働きかけ

モデル消防署では、管内の多くの町会を対象に共同購入を働きかけたが、共同購入に至ったのは一部の町会のみとなった。町会の負担を軽減しながら、ねばり強い働きかけが必要である。

- 共同購入のメリットの説明
- 共同購入フロー(例)の説明
- 町会内での役割分担や取付支援体制(例)の説明
- 共同購入募集、申込用の回覧板(例)の説明

## 3 町会単位での共同購入に参加できない世帯への働きかけ

町会単位での共同購入に参加できない世帯や、町会未加入世帯へのフォローが必要である。

- 障害者団体、PTA、会社、スポーツ・文化活動の団体等への共同購入の働きかけ

## 4 取付支援体制

1町会で青年部による取付支援が実施されたが、他の町会では町会員等の負担や、取付までを含めた場合の費用等がネックとなった。消防署と町会で取付方法について話し合っておく必要がある。

- 青年部等の共助による取付支援の推奨
- 区市町村の実施する補助事業のメニューとしての取付支援の導入・拡充

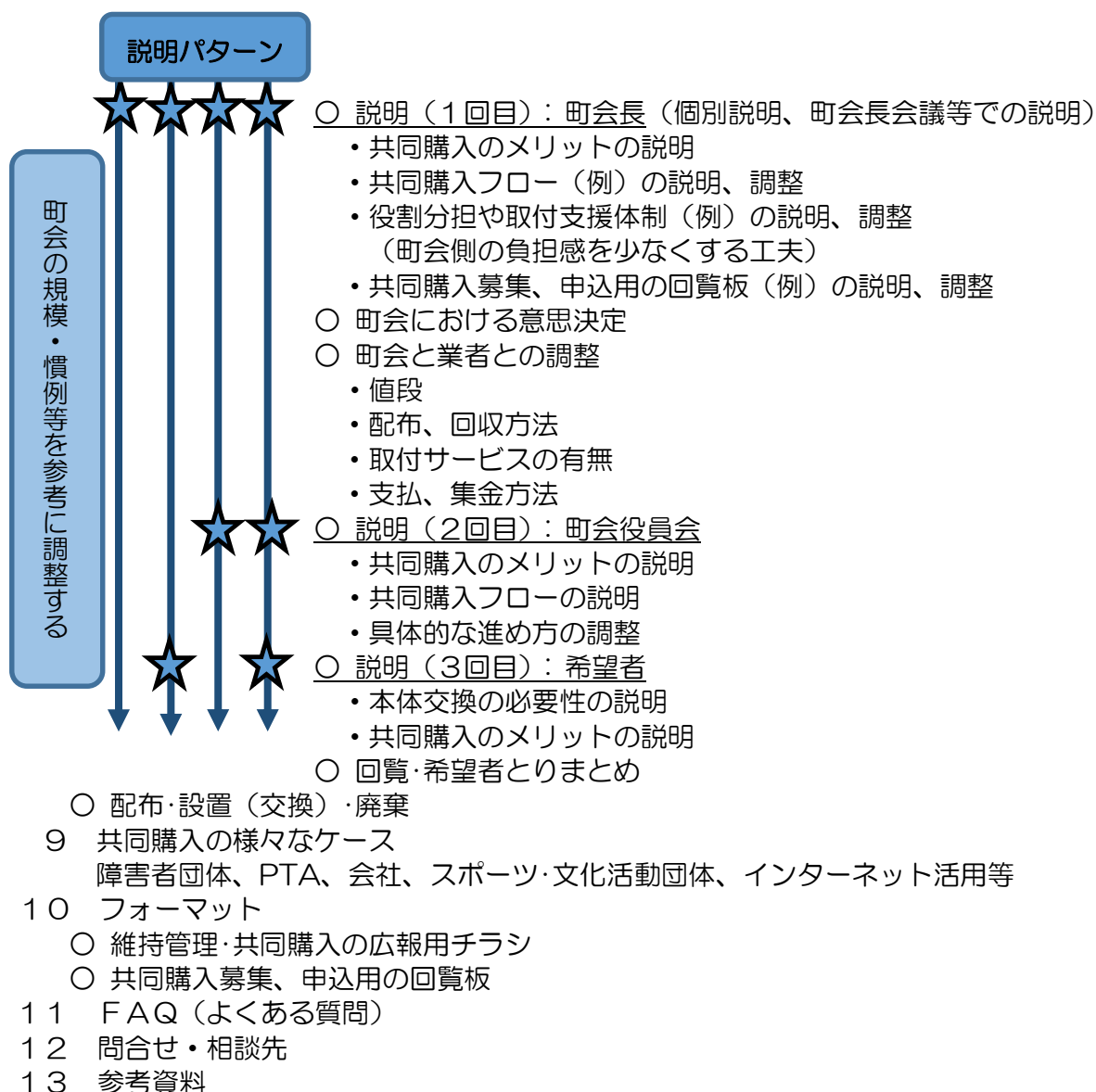
## 5 費用負担の軽減

交換にあたり、費用面に対する関心が高いことから、共同購入における低価格化を実現していく必要がある。

- 共同購入のムーブメントによる低価格化の実現
- 区市町村の実施する補助事業の充実（室内信号装置等を含む）



# 住宅用火災警報器の共同購入推進のための 消防職員用マニュアル構成（案）

- 1 住宅火災の概要
- 2 条例基準の概要  
設置室・設置位置・住宅用火災警報器の種類・維持管理等
- 3 区市町村による高齢者、障害者に対する補助内容
- 4 住宅用火災警報器の効果（奏功事例）
- 5 維持管理・点検の必要性
- 6 設置後10年経過での本体交換の必要性
- 7 共同購入のメリット
- 8 共同購入の流れ（モデルケース）
  - 区市町村との事前打ち合わせ
    - ・町会長会議等への議題のエントリー
    - ・補助金等の制度についての確認
    - ・広報活動への協力依頼
  - 防火防災訓練や防災講話での広報



## 共同購入の流れ

モデル消防署の試行結果より、町会長に話をもちかけ、購入に至るまでは、約半年の期間を有することから、今後、全消防署で取組むにあたり、大まかな流れ（例）を示す。


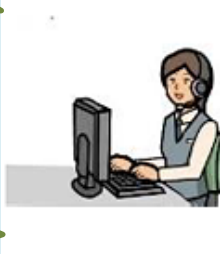
実施月	内容	詳細
2月下旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>各消防署に実施方法等を通知</li> </ul>	◎共同購入の職員用マニュアル <b>事前準備</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>説明用チラシ、回覧用チラシの準備</li> </ul>
3月 ～ 6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>各町会長に共同購入の説明</li> </ul>  <ul style="list-style-type: none"> <li>町会役員会</li> </ul>	◎春の火災予防運動（3月1日から3月7日まで）の期間（前後を含む）に合わせ、各町会長に共同購入について説明 ◎防火防災協会総会、連合町会長会議等に合わせ、共同購入について説明 <ul style="list-style-type: none"> <li>職員向けマニュアル及び事前準備資料等を活用</li> <li>取付が困難な世帯に対する取付支援について、事前に町会長に相談</li> </ul>  <ul style="list-style-type: none"> <li>◎町会役員会において、消防職員が住宅用火災警報器の交換の必要性、共同購入のメリット等を説明</li> <li>◎希望があれば希望者のみを集めた説明会を実施</li> </ul>
4月 ～ 6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>取扱業者との打ち合わせ</li> <li>回覧用チラシの確認</li> </ul>	◎各町会担当者と取扱業者との調整（製品、価格、納品方法等について話し合う） ◎町会と消防署で、消防署が作成した購入申込書、共同購入回覧チラシの確認
5月 ～ 7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>募集</li> </ul>	◎回覧板にて募集開始
6月 ～ 8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>取りまとめ</li> <li>取扱業者との打ち合わせ</li> </ul>	◎回覧取りまとめ完了 ◎納品方法等について最終確認
7月 ～ 9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>購入・配布</li> </ul>	◎購入希望者へ配布

# 新たな広報施策について（案）

## 1 相談窓口の設置

都民や町会役員等が、気軽に相談できる窓口を設置することで、住宅用火災警報器に関する疑問にすぐに対応できる仕組みを作る（職員対応マニュアルの整備）。

～イメージ～

はい、東京消防庁住宅用火災警報器相談窓口です。


住宅用火災警報器は何年位で交換したらいいですか？

古い住宅用火災警報器は電子部品の劣化や電池切れで、火災を感知しなくなる場合があります。10年を目安に本体交換を検討してください。

## 2 プロモーション映像を活用した広報

訴求効果の高いプロモーション映像等を制作し、各種イベントや街頭等で放映することで、イベント参加者や通りがかりの人など、多くの都民に住宅用火災警報器の維持管理・交換の必要性を知ってもらう。

～プロモーション映像のイメージ～




- 住宅用火災警報器って何？
- どういう効果があるの？
- いざという時に鳴らないとどうなるの？
- 維持管理の方法は？
- 本体交換のタイミングは？

## 3 関係機関と連携した広報

関係機関と連携して、より効果的な広報を行う。

～連携のイメージ～



- 都民向けの広報資料の作成等

※画像は一般社団法人日本火災報知機工業会HPより引用

# 住宅防火対策の将来構想について（提言案）



だれもが住宅火災による危険を感じることなく、安全・安心を当たり前のこととして享受できる社会を実現するため、住宅用火災警報器をはじめとする住宅防火対策の将来構想案を提言する。

## 住宅用火災警報器のあり方

### 住宅用火災警報器の多様化に柔軟に対応できる仕組みづくり

IoT や AI 等との連携を推進するため、住宅用火災警報器の多様化に柔軟に対応できる仕組みをつくる。

### IoT による様々な機器・機能との接続

インターネットと住宅用火災警報器の接続により、防犯カメラやスマートメーター等の機器や、スマート住宅、防犯や高齢者・子どもの見守り等の機能との接続を実現する。

### AI 搭載による性能の改善

住宅用火災警報器への AI 搭載により、ディープラーニングによる火災・非火災の判定精度の向上や、高所に設置することを要しない機器（センサー等による火災感知の実現）等、機器の高性能化を実現する。



## 住宅用火災警報器の維持管理のあり方

### 所有者登録と点検・交換通知制度の導入

購入時の「所有者（ユーザー）登録」と、設置から 10 年経過時の「点検・交換通知」制度の導入により、本体交換漏れを防止する。

### 多様な主体と連携した定期的な点検の実施

住宅の契約時や入居時・引き渡し時に、居住者に対して、住宅用火災警報器の取扱・点検・交換についての説明を実施する仕組みをつくる。また、住宅メーカーが実施する住宅の定期点検や、ガス会社が実施するガス漏れ警報器の点検・交換時等、定期的に住宅を訪問・点検する事業者等と連携して、住宅用火災警報器の定期的な点検を推進する。

### IoT による機器の状態把握（ユーザー、事業者）

インターネットと住宅用火災警報器の接続により、ユーザーやメーカーが常に住宅用火災警報器の状態を把握できる仕組みを構築する。

### 「住宅部品点検の日」（10月10日）における点検の推進

「住宅部品点検の日」（10月10日）における住宅用火災警報器の点検を推進する。

## 安全に生活できる住宅の評価のあり方

### 住宅防火対策の評価の仕組みづくり

先進的な防火対策を実施している住宅や、住宅用火災警報器の適切な維持管理を実施している住宅に対して、公的に評価できる仕組みをつくる。

# 第15期東京都住宅防火対策推進協議会 (第3回) 議事録

日時：令和2年2月5日（水）

14：30～16：30

場所：KKRホテル東京11階「白鳥」

午後2時30分 開会

## 1 開 会

○事務局（竹内） 始めに、お手元の資料の確認をいたします。一番上から次第、めくっていただいて名簿、席次表。資料1、めくっていただいて参考と書かれたものが5枚ございます。そして資料2。資料3が3枚、めくっていただくと3-2が1枚。続いて3-3、3-4、3-5が2枚ございます。続いて資料4、めくっていただいて4-2、4-3。続いて資料5。めくっていただき、横書きで資料6。最後に参考として、前回の会議録を添付しております。不足等はございませんでしょうか。

ただいまから第15期東京都住宅防火対策推進協議会（第3回）を開催いたします。本日の会議終了は午後4時30分を予定しております。長時間となりますが、よろしく願いいたします。

それでは、開会に当たり関澤会長、御挨拶をお願いいたします。

## 2 会長あいさつ

○関澤会長 それでは、開会に当たりまして、簡単に御挨拶させていただきます。

前回から今日まで少し時間があきましたけれども、この間に、沖縄で首里城の火災があったり、火災が相変わらず大きな関心を呼んでおります。また、後で御報告があると思えますけれども、令和元年、2019年は、過去10年間で2番目に、住宅火災による件数も死者も多くなったということで、しばらく非常に低い水準で来ていたのが、一昨年、昨年と、また増えつつあるような傾向が見えております。

そういうことで、この住宅防火対策はますます重要性を増しておりますので、本日も皆さんの熱心な御討議をお願いしたいと思います。

まず挨拶とさせていただきます。

○事務局（竹内） ありがとうございます。

続いて、今回より御参加いただきました委員の皆様を御紹介いたします。

社会福祉法人東京都社会福祉協議会地域福祉部長、川井委員。

○川井委員 川井でございます。よろしく願いいたします。



○事務局（竹内） 東京都民生児童委員連合会の松尾委員におかれましては、役員の交代により、本協議会より角谷幸子様に御参画いただいております。

○角谷委員 角谷でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（竹内） 続きまして、本日御欠席の皆様です。伊藤委員、佐藤委員、柴宮委員、野村委員、八木オブザーバーにおかれましては御欠席との御連絡をいただいております。また、東京都町会連合会会長、鈴木孝雄委員におかれましては、御逝去されたことをこの場で御報告いたします。

本協議会は、第15期東京都住宅防火対策推進協議会運営要綱第4条に定められたとおり、原則公開とさせていただき、会議結果におきましてもホームページ等で公開する予定でございますので、あらかじめ御了承ください。

それでは、次第に基づいて会議を進行していきます。会議の進行につきましては関澤会長、よろしくお願いいたします。

### 3 議 事

#### (1) 令和元年中の住宅火災による死者の発生状況

○関澤会長 それでは、議事次第に従いまして進めさせていただきます。

最初に議事(1)「令和元年中の住宅火災による死者の発生状況」について御報告をお願いいたします。

○事務局（竹内） 事務局より御報告いたします。本協議会の審議内容とは異なりますが、令和元年中の住宅火災の概要がまとまりましたので、情報提供として御報告いたします。資料の数値は速報値でありまして、今後、若干の修正が入る場合もありますので、御了承ください。

まず最初に図1をご覧ください。青色が総火災件数を表しております。昨年度は4,084件。前年と比べて111件増加しております。赤色が住宅火災件数、緑色が建物から出火した火災件数です。建物から出火した火災とは、飲食店や工場等を含んだものです。ともに前年と比較して増加しています。

図2は、住宅火災の出火原因の内訳です。こんろ、たばこ、放火の順に多く発生しています。3番目に多い放火ですが、126件のうち60件は建物関係者自身による放火によるものです。

図3は、住宅火災の死者の推移です。住宅火災による死者は、昨年と比較して17人多い83名です。高齢者の割合は例年7割を超えていましたが、昨年は63.9%でした。

図4は、死者の発生した住宅火災の出火原因の内訳です。住宅火災の死者は自損を除いております。原因は、たばこ、ストーブ、放火の順に多くなっています。3番目に多い放火ですが、8名のうち6名は建物関係者自身による放火によるものです。

図5は、高齢者による死者の状況です。ストーブ、こんろについては、全て高齢者が占めています。

右下の図6は、着火物別の死者の発生状況です。たばこでは、ふとんが最も多くを占めています。

おめくりいただき、資料7、裏面になります。たばこの経過別死者数です。たばこの原因としては、火源の落下が多くを占めています。

図8は、ストーブの発火原因別の死者数で、半数は電気ストーブが原因です。

図9は、住警器等設置状況別の住宅火災による死者です。東京消防庁管内の住警器は設置率が9割ですが、住宅火災の死者は83人中、住警器等が設置されていない住宅における死者は41人で、半数を占めています。

図10は、過去3年間の着衣着火による住宅火災の件数及び死傷者です。着衣着火による住宅火災は47件発生し、2人の死傷者と47名の負傷者が発生しています。死者はいずれも高齢者でした。

以上が令和元年中の住宅火災の概要です。

次に、「参考」と書かれた資料ですが、こちらは令和元年中の火災による死者をさらに詳しく分析したものです。時間の関係上、細かい分析結果は省略させていただきます。

説明は以上です。

○関澤会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局からの御説明に対しまして何か御質問、御意見ありましたら、どうぞお願いいたします。

私から一つだけ、申しわけないですけれども。最初のページで、放火による死者8人のうち6人が建物関係者自身による放火というのは、いわゆる放火自殺と理解してよろしいのでしょうか。

○事務局（竹内） 原因が特定できないものはあるのですが、可能性としてそれがあつたということで、断言できるものではございません。

○事務局（小倉） 放火、自損の場合、明らかな場合は除いていますので、こちらには入っていない状況です。

建物関係者、御家族の方が亡くなった場合ですとか、家族が放火して、ほかの家族の方が亡くなった場合等がこちらには含まれている。あと、放火、自損も疑われますが、はっきりとはわからないといったものもこちらに、自損目的なのかといったところがはっきりしないものも、こちらに含まれております。

○関澤会長 この中には放火自損は含まれていないと。

○事務局（竹内） 明らかな自殺を図ったものにあつては除いています。

○関澤会長 わかりました。

ほか、よろしいでしょうか。

○小澤委員 小澤です。お伺いしたいのですが、2ページ目の3番に住宅火災による死者発生状況という数値が示されていて、83人亡くなったうち、住宅用火災警報器が設置されていない住宅における死者は41人ということなのですが、そのほかの亡くなった方は、おうちに住宅用火災警報器が設置されていたというように承知してよろしいのでしょうか。

○事務局（竹内） そのとおりです。住警器以外にも、マンションの場合はスプリンクラーとか、自動火災報知設備もあるのですが、それを含めた数値となっております。

○小澤委員 ありがとうございます。

○関澤会長 ほかによろしいでしょうか。

それでは、今日は幾つか実際に行った今年度の事務局の報告がございますので、本題の方に移らせていただきます。

## （2）モデル消防署における試行概要等

○関澤会長 それでは、（2）「モデル消防署における試行概要等」について事務局から御説明をお願いいたします

○事務局（竹内） 御説明いたします。資料2をご覧ください。前回の会議でも使用したのですが、振り返りのため再度御説明させていただきます。

モデル消防署において共同購入を実施しました。内容としては、消防署が町会と家電メーカーなどとのマッチングをサポートし、共同購入の実施方法、有効性などを検証しました。また、下のほうですが、全消防署において、住警器の設置後10年での本体交換の広

報を様々な手法で実施し、効果、課題等を検証しました。

それでは、その試行経過について御説明します。おめくりいただき、資料3をご覧ください。

まずは、共同購入の試行経過からです。野方消防署から2事例、本田消防署から3事例を紹介いたします。

事例1ですが、中野区の町会です。9月に町会長個人に消防職員が共同購入について説明し、町会の方々に説明したい旨を依頼しました。10月に町会の役員会で消防職員から住警器の交換の必要性、共同購入の進め方などを説明しました。

資料を3枚めくっていただくと、3-2がございます。野方消防署で作成したものです。このようにA4、1枚でまとめた用紙を使用して、町会にわかりやすく御説明いたしました。

お戻りください。賛同していただけた町会に対して、12月の町会役員会で、町会が決めた業者と機種や料金等について打ち合わせをしました。業者の選定にあっては、日本火災報知器工業会様から、各町会の近くにあるメーカーを幾つか紹介していただきました。その紹介先から町会が選んで打ち合わせをしたということになります。また、町会から依頼がありまして、回覧用のチラシを消防署で作成しました。

4枚めくっていただくと資料3-3がございます。このような回覧用チラシを活用して、1月15日から募集を開始しました。

お戻りください。今月下旬に取りまとめ、3月上旬に購入者へ配布予定となっております。

続いて、事例2です。購入の流れはほぼ同じなので省略します。この町会の特徴としては、町会に青年部がありまして、取りつけ困難な世帯に対して青年部が取りつけ支援を行う予定でございます。

おめくりいただき、裏面、事例3になります。事例3から5は葛飾区の事例です。幾つかの町会でまとめた町会連合会というのが、この区にはあります。最初に、連合町会長会議というのがありまして、そちらのほうで消防職員が共同購入について説明し、各町会に持ち帰って検討してもらいました。事例3と4にあっては、全ての町会で共同購入の意向があったことから、連合町会として共同購入を進めていきました。事例5のみ、ほかの町会と足並みがそろわなかったため、1町会が単独で実施しました。

事例1、2と同じように、2~3回の打ち合わせ後、消防で作成したチラシを回覧し、

募集をしました。どの事例も、購入に至るまでは約半年ほどの期間を要しました。

次に、(2) モデル消防署及び共同購入実施長会からの意見として、推奨と課題を御説明いたします。

消防署からの推奨事項としては、義務化当時に共同購入実績があった町会は、前向きに検討してもらえたこと。事前に説明資料を用意したことで、わかりやすい説明ができたこと。町会長会議や役員会で説明することで、その場で疑問点や問題点を解決できたことが挙げられています。

一方で、課題としては、多くの町会を有する消防署もあり、職員が分担して説明する際には、統一した説明マニュアルのようなものがあればよかったという意見がありました。また、町会の方が最も関心を持っているのは価格であることから、事前に価格を把握しておく必要がありました。そのほか、住警器が一度も鳴動したことがないという世帯が多く、関心を余り示さない参加者もいたことが挙げられています。

町会からの推奨事項としては、購入希望者の募集は町会の回覧板が効率がよかった。共同購入により安価な価格を提示できて、多くの購入者希望者があったことが挙げられています。

課題としては、集金や配布など役員の負担が大きいこと。町会未加入者も多く、回覧板だけでは伝わらないこと。消防機関が共同購入を進めることに疑問を感じる。交換時に住警器の土台、ねじなどで取りつける土台をそのまま使えて、簡単に取り外し・取りつけができるようなものがあればよかったということが挙げられています。

また、共同購入に至らなかった町会の理由としては、町会役員の負担が大きいこと。補助金がなく、全額個人負担となることに対して役員の理解が得られなかったこと。購入申込書のみを町会内で回覧し、あとは各世帯で購入や受け取りなどができる仕組みがあればよかったことなどが挙げられています。

次に、全消防署で実施した広報について御説明します。広報の手段としては、横断幕やチラシを各消防署で工夫して作成しました。また、防災訓練や自衛消防訓練での広報、インターネットや広報誌を活用した広報、総合的な防火防災診断での広報、スーパーの店頭やホームセンターでの広報キャンペーンでの広報を実施しました。

資料をめくっていただくと3-5がございます。「鳴りますか？ 住宅用火災警報器交換目安は10年です！」と書かれたものがあります。また、そのままめくっていただくと、同じような内容で、さまざまなチラシが2枚入っております。各消防署でこのような

チラシを作成して広報を行いました。

各消防署の意見としては、防災意識が高まっている防災訓練会場などで説明することで、多くの参加者の関心を得ることができたこと。防災講話の機会に、近隣であった火災を知らせるとともに、住警器の奏功事例を紹介することで、本体交換や共同購入についての重要性を再認識してもらうことが挙げられています。

課題としては、消防職員が統一した広報ができるように、住宅用火災警報器の点検、交換の広報マニュアルが必要だということ、説明用の住警器のモデルなどがあるとよいこと、高齢者のひとり暮らしの方では購入しても取りつけられない方が多くいることが挙げられています。

以上で説明を終わります。

○関澤会長 それでは、ただいまの御説明に対しまして、何か御質問、御意見ありましたら、どうぞお願いいたします

○松本委員 松本でございます。お疲れさまです。こういうモデル消防署での試行の取り組みはすごく貴重だと思います。

まず、ちょっと私の理解が悪かったところで、葛飾のC、Dは町連合会の全町会で共同購入をしたけれども、E町会は、8つの連合町会の中の1つだけが共同購入だったということでもいいですか。

○事務局（竹内） 全体の連合町会で説明したのですけれども、単独での実施となりました。

○松本委員 C連合町会とD連合町会は、町会全部が共同購入したと。8と4、12町会ですね。

○事務局（竹内） Cにあっては8分の7です。Dは4分の4です。

○松本委員 E町会というのは、C連合会の中の1つということですか。

○事務局（竹内） 全く別です。C連合町会で8個の町会がありまして、D町会は4つの町会が1個になっております。

○松本委員 E町会は、連合会の中の1つなのですか。

○事務局（竹内） そうです。別にまたE連合町会というのがあります。

○松本委員 タイトルがE町会になっていますけれども、E連合町会があって、その中の1つだけと。説明はいただいているのですけれども、ここはすごく興味があって、実際にいろいろな町会と向き合って、確かに役員の負担が大きいなどはわかるのですけれども、

もうちょっとうまく、賛同を得やすかったところと、得にくかったところですね。また別の説明では、導入時に共同購入の経験があるところはもちろん理解が得やすかったということもあるのですが、この違いはどんなところにあったのか、もう少しお聞きしたいのですけれども。

○事務局（小倉） モデル消防署のほうに聞いている範囲でございますが、実際にやっていただいたところは、おっしゃっていただいたように、前回やっていただいたところとか、あるいはもともと防災に非常に興味・感心が高い町会長さんがいらっしゃる。意思決定といいますか、町会でやる・やらないというところ、非常に重要な役割を担っているのが、やはり町会長さんということになります。初めの段階で御説明しても、興味のない方はそれで終わりといったところですし、興味がある方は、実際にもっとお話を聞いていただけるといった状況でございます。

あとは実際に、町会長さんでも、長年やられている方ですね。前回のことを知っている方とか。町会によっては、輪番で何年ごとといった形でどんどん変わってしまうところもあるのですが、雰囲気としては、そういったところだと、なかなか入りづらいといったところもございます。

あとは町会長さんが、地元のほうで区議会に参加されていたとか、地元で昔からいらっしゃる方といったところだと、比較的話が進みやすかったというように聞いております。

○松本委員 やはり長く務めていらっしゃる方、自主防災会と一緒に別の場合がありますけれども、やはり長くやっているところのほうが、理解が得やすいというか、まとまりやすいとか。あるいはおっしゃったのは、区議会議員さんがやっているようなところですかね。

○事務局（小倉） そうですね。1つの事例は、元区議会議員の方が町会長さんでいらっしゃって、地元のいろいろな取り組みに対して非常に興味を持っておられる方がいらっしゃったところもございます。

○松本委員 迷ったけれども、こんな一押しがあつて、皆でやろうということになったとか、そういう例というのはどうでしょうか。

○事務局（小倉） 実際に、当初は余り乗り気でなかったところにつきましても、何度か職員のほうで説明にお伺いして、ようやく動いていただいたところもございます。今回、モデル事業ということで、いろいろな資料を各消防署で独自に工夫してつくってもらっているのですけれども、並行してといいますか、一番最初からそういった資料があれば、最

初の段階で、皆さんによく御理解いただけたのかなというような課題としても考えられると思います。わかりやすい資料などを順次つくりながら、何回も御説明して動いていただいたという町会もあったというように聞いております。

○松本委員 わかりました。ありがとうございました。

○関澤会長 ほかはいかがでしょうか。

○廣井会長代行 ちょっと私、わからないのが、事例3のC連合町会、7,082世帯で発注したのは300個ですかね、結構少ないと思うのですけれども。それぞれの事例で幾つ共同購入を実現できたかどうかも重要なのですけれども、その結果どれぐらいの世帯が住警器を入れてくれたのかということも、きちんと比較の目的関数として見ないといけないと思っていて、これだけ5つの事例でやられたので、どういう共同購入の仕方が、どれぐらいの量につながったのかとか、後ろのほうでチラシもありましたけれども、どういうチラシがそもそもよかったのかというのは、町会の人に聞くのではなくて、できれば購入の意思決定をされた方とか、購入しなかった方に聞いたほうが良いような気がするのです。共同購入を成立させるというのは非常に重要なのですが、いってみれば、5%ぐらいしか買ってくれていないわけですよ。しかも、これって別に町内会に入っていない人ではなくて、ちゃんと町内会の中にいる人で、そういう意味ではかなり低いのではないのかなと思うのですけれども、そのあたり、この試行結果をこの先どのように政策的なインプリケーションみたいなものを導き出すかというような、そういう方針についてお伺いしたいのですけれども。

○事務局（小倉） まず、事例3のC連合町会につきましては、7,082世帯あって、328個ということで……。

○廣井会長代行 要するに、複数つけるじゃないですか。

○事務局（小倉） そうです。世帯で割ると、恐らく100とか。

○廣井会長代行 100世帯とかですよ。

○事務局（小倉） 3つとか4つですので、80~100ぐらいになると思います。ほかの町会につきましては、まだ配布途中ですので実態はわからないところなのですけれども、こちらも追って調査はしたいと思います。会長代行がおっしゃられたように、実際に買った方、買わなかった方の声も聞いていく必要があるかなと思っております。そこら辺のお話をお伺いしてからということになるかと思うのですけれども、今回の町会単位での共同購入は、確におっしゃるように、まとめて交換できれば、それなりの効果もありますし、



10年後の交換時期もそろそろといったところもございます。

もう一つ、私どもとして考えましたのは、自分たちで出かけて買いに行ったり、あるいはインターネットの通販で買ったりできないような方々、ひとり暮らしの高齢者の方などについても、特に町会の方が御存じの方もいらっしゃると思いますので、そういった方々に、もしこういったものを買っていただいているのであれば、数は少なくともそこら辺の効果はあるのかなというようには考えておりますので、今後その内容については、もう一度分析はしたいと思います。

○廣井会長代行 ぜひ、その100世帯が町内会の中でどういう位置づけなのかと、あと住警器を設置してもらった施策の中でどういう位置づけなのかを、ちょっと調べていただきたいと思います。ありがとうございます。

○事務局（小倉） ありがとうございます。

○関澤会長 ほかに御質問ありますでしょうか。

○渡辺委員 町会からの意見のところ、課題のところの一番下なのですけれども、④で「住宅用火災警報器の受けパーツ（土台）がそのまま使えた方がよい」という表現がありますけれども、これは10年前の土台が使えないという意味合いと理解してよろしいですか。

○事務局（小倉） そうですね、規格になっていないのかなと思います。ほかの会社の物ですとか、あるいは同じ会社の物でも、場合によらずつかない。基本的に売っているものは土台セットで売っていますので、ばらばらでは売っていないということです。

○渡辺委員 そうすると、場所の問題等もあるのでしょうかけれども、以前、10年前につけていただいた方が、また新たにつけるといことになる、場所的なことを考えた場合、そこしかないということではないかもしれないけれども、土台も取り外して新たにつけるといことで理解していいわけですね。

○事務局（小倉） そうですね。恐らく皆さん、家をできるだけ傷つけないとか、外すのが面倒だったりといったこともあると思いますので、使えるものは使いたいという御意見だと理解しております。

○関澤会長 ほかにいかがでしょうか。

ほかにもまだあるかと思いますが、私から一つお聞きしたいのですが、廣井委員からもありましたけれども、共同購入という言葉で、町内会を通じて共同購入したほうが安くなるというメリットで申し込まれた方がいらっしゃるということだと思いますけれど

も。町会活動、私も最近、細々ながらお手伝いしたりするときがあると、共同購入というのは結構いろいろな場面でしているのです、その一環かなという気もいたします。そういう意味では、これは確かにモデル事業なのですけれども、5%にもならず、実際には1~2%程度ということで、コロナウイルス程度のものしかないという感じなのですけれども、そこをもう少し大きく広げていく方策も何か検討されるほうがいいかなという気はします。

ちなみに、メリットとして、価格が安くなるというふうに書いてあるのですが、個人が買う場合と、これだけお安くなるのですよという意味でのアピールは、どのぐらいディスカウントになるのでしょうか。

○事務局（小倉） メーカーにもよりますが、数百円程度かと思います。

○関澤会長 300個買っても、数百円。

○事務局（小倉） 1個当たりです。

○関澤会長 もちろん。ちょっとインセンティブになりにくいですね。そういう意味では、私ばかりしゃべって申しわけないのですが、1つには、受けパーツが各メーカーで違うとか、共同購入した場合のメリットが、期待したほど、5,000円とか6,000円しますので、それも5%以下みたいな感じだと思うのですが、東京消防庁は全国で一番大きい消防本部であり、影響力も大きいので、ぜひ本協議会を通じて、あるいは消防庁、国でもいいのですが、今日御参加いただいている火報工業会にも、まずは各メーカーでの受け台の統一を図ってくださいと。それから、共同購入のときにはお安くなるように、もうちょっと勉強してくれないかと。そうすると普及しますよということも、どんどん言っていくほうがいいのではないかと思います。よろしく願いいたします。

○事務局（小倉） ありがとうございます。

○関澤会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

### （3）モデル消防署での試行を踏まえた共同購入の推進

○関澤会長 それでは、続きまして、関連する事項でもありますので、（3）「モデル消防署での試行を踏まえた共同購入の推進」について説明をお願いいたします。

○事務局（小倉） 私のほうから説明させていただきます。資料4をご覧くださいと思います。

今回は、先ほど申し上げましたとおり、2つの消防署の管内で、町会単位あるいは連合町会単位での共同購入の試行を行いました。今回の実施に当たりまして、幾つか課題といったものも挙がってまいりましたので、今後、全庁的に展開するに当たって、方向性として整理したものでございます。

1つ目が、共同購入推進に当たっての消防職員用資料（マニュアル）の作成でございます。資料4-2もあわせてご覧いただきたいと思っております。町会単位での共同購入を推進するに当たっては、さまざまな機会、また、さまざまな対象の方に説明する場面が出てまいります。今回の場合でも、先ほどの資料3のとおりでございました。例えば、1つの連合町会で町会長の皆さんが集まる場で御説明して、その後、各町会長さんに個別にさらに御説明、また町会の役員や防災部に御説明したり、場合によっては購入に興味を持った方への説明といった場面が多くございます。

これが1つの町会だけでやるのであればよいのですが、消防署の管内で広く進めようとする、かなりの労力、時間、また人数が必要となってまいります。場合によっては、消防署の本来の住宅防火対策担当以外の職員も説明に当たる場合も考えられますし、モデル消防署からも統一したマニュアルの必要性ということの要望もございました。

そこで、消防職員が住宅用火災警報器の本体交換の必要性を理解しまして、また町会、自治会での意思決定の仕組みなどを理解した上で、同じ認識のもとに説明に当たるためのマニュアルを作成する必要があるものでございます。

現時点では、資料4-2のような、目次程度でございますけれども、今後、内容を詰めてまいりたいと考えております。構成につきましては、現在、日本火災報知器工業会さんのほうでも資料作成中とお聞きしてございまして、そちらのほうも参考にさせていただきながら、独自のものといった形でつくっているところでございます。

前半は、住宅火災の概要ですとか、基準の概要。それから中ほど、星印があるところは説明のパターンといったところで、これはいろいろなパターンが出てくると思うのですが、各町会の特性に合ったパターンで、こういった感じで、何度も説明が出てきますよといったところをまとめてまいりたいと考えております。

1枚目、資料4にお戻りください。続いて、共同購入が実現しなかった町会への働きかけでございます。モデル事業では、各消防署の職員にとっても頑張ってもらって、実際に町会に何十回も行って、話をさせていただいています。ある程度の成果を上げることができたとは思っております。しかしながら、先ほどもお話がありましたとおり、今回、共同購

入に至ったのは管内町会のごく一部ということも事実でございます。

また、共同購入を実施した場合、実施した町会また世帯は、共同購入によって機器も交換できましたし、10年後の交換時期がそろうというメリットも受けることができますが、共同購入しなかった多くの方は、このメリットを受けられないこととなりますので、そういった世帯へのフォローが必要と思われまます。

共同購入に至らなかった町会ですが、先ほどの実施結果の説明でもありましたとおり、町会役員への負担を考慮して、そもそも初期の段階で考えないといったところも多くありました。そこで、先ほども少し申し上げましたけれども、できるだけ町会側の負担を軽減するために、説明に当たっては、共同購入のメリットの説明のみならず、こういった流れでやるのですよといったフローですとか、あるいは町会内での役割分担、こうしていただいたほうがいいですよといったアドバイスも含めながら、また、あらかじめ共同購入募集用のチラシですとか回覧板のフォーマット、こういった形でやればやりやすいですよといったことでお示ししながら、できるだけ町会の負担を軽減しながら粘り強い働きかけを行ってまいらなければならないと考えております。

3つ目でございます。町会単位での共同購入に参加できない世帯等への働きかけでございます。今回は、町会単位での共同購入ということでモデル事業では行いました。しかしながら、これに参加できない方ですとか町会未加入世帯へのフォローといったものが、やはり必要になるかと思えます。町会単位での共同購入の場合、価格を下げるといった点を考慮しますと、購入できる機器がある程度限定されてきてしまいます。第2回のお示ししましたような聴覚障害者の皆様向けの振動機能ですとかフラッシュ機能などの付加機能、室内信号装置との接続が聴覚障害者の皆様は必要となりますので、町会単位での共同購入では、なかなかこういった希望の機器を購入できない場合もあると考えられます。こういった場合には、例えば障害者団体などの団体単位での共同購入も有効になるのではないかと考えております。

なお、聴覚障害者向けの住宅用火災警報器を扱うメーカーに事前に確認しましたところ、こういった団体単位での共同購入についても検討していただくことは可能ということで回答をいただいておりますので、御報告いたします。

また、このほか、前回、廣井会長代行よりお話がありましたように、PTAですとか勤め先の会社、あるいはスポーツ、文化活動の団体、こういった町会以外への団体への働きかけ、集団購入の試みといったことも必要と考えております。

次に、4でございます。取付支援体制についてでございます。今回、モデル事業では、1町会で町会の青年部による取付支援が行われる予定となっております。他の町会につきましては、町会役員の負担ですとか、あるいは取付費用がネックとなりまして、原則として購入した本人による設置という方法となっております。

前回の会議におきまして、関澤会長から、消防職員による取付支援の試行をやってみたらどうかという御提言もございました。こちらにつきましても、モデル消防署とも検討したところなのですけれども、共同購入ということで、当初、取りつけ数が多くなることが予想されましたので、モデル事業では職員による取りつけは実施しておりません。また、今後も共同購入を進める際には、同様に数が多くなるといった状況も考えられますので、基本的には、町会には青年部ですとか防災部などの共助による支援体制を可能な範囲でやっていただくことを進めるとともに、区市町村で一部実施している補助事業のメニューとしまして、取付支援の導入についても、今後、区市町村に対して要望等してまいりたいと考えております。

最後に、5の費用負担の軽減についてでございます。先ほど会長からもお話がありまして、共同購入を進める中で皆様の関心が特に高かったのが、価格に関するものでございました。これにつきましては、先ほど会長がおっしゃったように共同購入の推進をどんどん進めて、また、ほかに働きかけることによって本体価格の低価格化の実現を目指すとともに、先ほどと同様ですけれども、区市町村の補助事業の拡充等を働きかけてまいりたいと思います。

続いて、資料を2枚おめくりいただきまして、資料4-3をごらんいただきたいと思っております。今回の会議を踏まえまして、モデル事業を踏まえて、春の火災予防運動から、東京消防庁管内のモデル消防署以外の消防署でも共同購入を実施してまいりたいと思っております。今回のモデル事業で、幾つか町会の意思決定の流れというものも非常に参考になる事例がありましたので、今後3月から6月ごろ、町会の皆さんが集まる機会、総会等の機会を活用しまして働きかけに着手いたしまして、その後はモデル署の事例を参考に調整を進めてまいります。

なお、モデル事業を開始する時点で、ほかの消防署につきましても、ぜひこういった共同購入を進められるところは進めてくださいということをお願いしておりまして、幾つか既に着手しているところがございます。今回のモデル事業の事例とあわせまして、協議会の最終的な報告書のほうには、そちらの事例も踏まえた報告といった形で載せていきたい

と考えております。

説明は以上でございます。

○関澤会長 ありがとうございます。ただいまの御説明に対しまして御質問、御意見ございましたら、どうぞお願いいたします。

○小澤委員 小澤でございます。消防署の職員の方が、それぞれの町自治会に出向いて、10年たったら取りかえてください、共同購入をするとこんなにメリットと、メリットは先ほど委員長がおっしゃったように、もっと幅が出てくるといいと思うのですが、メリットがありますよと熱心に説明をされていると思うのですが、そもそもその前提として、住宅用火災警報器がなぜ必要なのか、それを取りつけることによって、こういう奏功事例がありましたよということを具体的に説明することも必要ではないかなと思います。そういう具体的な事例を町会長さんが知れば、また、それぞれの町会に戻って各住民の方にもお話ができると思います。

資料3、事例5の下の(2)の課題の③のところに、「住宅用火災警報器が一度も鳴動したことがないという世帯も多く、関心を示さない参加者もいた」という文章があります。一度も鳴動したことがないというのは、そのおうちから一度も火事が出ていないということで、それは大変に幸せなことなのです。一回火事が出たら本当に大変な惨状になってしまうというようなことも含めて、住宅用火災警報器は必要なのだな、それぞれの部屋にもつけなければいけないのだということを、もっと理解していただけるような工夫が必要かなと思いました。

以上です。

○関澤会長 貴重な御意見ありがとうございます。ほかにはありませんでしょうか。

○廣井会長代行 済みません、さっきの繰り返しになるのですが、やはり費用負担の問題なのですかね。確かに高いと思うのですが、一回、その人は買っているのですよね。一回買って、しかもある程度、10年たって安くなって、それで1~2%、コアの人ですよね、多分。1~2%は、さすがに再購入の数値としては低過ぎるのではないかと。価格の問題なのか、あるいはさっき小澤さんがおっしゃったように、そもそも10年たったら交換するという自体を、この共同購入のプロセスで理解してもらえなかったのか。あるいは、一回買って鳴動しないものは不要だと思ってしまうものなのか、あるいは10年前と比べて日本が貧乏になったとか、いろいろあると思うのですが、何でもこんなに低いのかということ、もうちょっとつまびらかにしていただいたほ

うがいいと思うのですけれども。3月に、これをこのままの章立てでマニュアルをつくるというのは、ちょっと早過ぎるのではないかなと私は思いまして。何でこんなに低いのか、共同購入ですらこんなに低いのかというところを、きちんと把握していただきたいと思うのです。スケジュール感的に、いかがですかね。3月にマニュアルをつくって出さなければいけないというのはフィックスなのですかね。

○事務局（小倉） おっしゃるとおり、そういった分析も必要かなと思いますが、事務局としましても、もうちょっと事例が欲しいなというのが正直なところでございます。今回は5町会しかなかったですし、前回、いろいろな地域特性を持ったところでやってみたほうがいいですよということだったのですけれども、消防署のいろいろな事情で特別区の2つの消防署のみになったという事情もございます。

○廣井会長代行 ここまで低かった理由みたいなのを幾つか仮説として挙げて、担当者の方にちょっと聞いてみて、10年たったら交換するというのは本当に理解されていたのかどうかとか。あと、同じ物を同じ値段で買わないよねなのか、本当は価格が高いという御意見が多かったのか。それだけはちょっと把握したほうが。ここに費用負担の軽減と、それだけが出てしまうのは、少し間違ったというか、違った見解を生んでしまうかなと懸念しているのですけれども。済みません、何かしつこくて。

○事務局（小倉） ありがとうございます。この課題も、今回のモデル事業の5事例からだけ持ってきたものですので、仮の課題といったところだと認識しておりますので、おっしゃるように、もうちょっと追求した形の検討も必要というようには考えております。

○池上委員 池上です。関澤先生もなのですが、私も、地域の防火防災功労賞制度というのが平成16年に東京消防庁で発足して、ずっと選考委員をしているのです。ちょうど10年前に優良賞をとったなぎさニュータウンという、多分御存じの方もいらっしゃると思いますが、江戸川区でなぎさ防災会というのを自分たちで立ち上げて、何千人ですかね、かなり多くの住宅があるところなのですが、ちょうど運よく今の防災会の会長に先週お目にかかることができ、「10年たったけれども、それ以後どうなっている？」と言ったら、既に見積りを出して3,500個注文しているのですよ。見積書ももらってききましたからといって私にくださったのですが、値段もはっきりしているのです。

ここの特徴は、管理組合が10年前も3,500個買いまして住民に貸与している。貸しているのですよ。住民自身は毎月の町会費というか、管理費というか、そういうものをもって、その中からまとめて出すよということで非常に理解は受けやすい。非常に努力を

しているのですよね。10年前、5回に分けて開催した住民説明会とか、器具の配布と同意書もちゃんと提出している。確かに貸しましたよ、10年後はお返ししますとか、とにかくそういうものもしている。見積書が平成31年2月6日ですから、昨年ですよね。昨年の2月6日には専門のところからとって、ここで見ますと、住宅火災警報器の取付作業費も含めているのです。もちろん交通運搬費、古いものの廃棄代も入っているのですね。

○関澤会長 1個当たり、幾らぐらいですか。

○池上委員 1個当たりの単価は2,900円になっています。

○関澤会長 安いですね。

○池上委員 安いですか。ふだん幾らなのか、知らないですけども。

○関澤会長 それでないと買う気にならない。

○池上委員 なるほど。3,500個で、2,900円になっているのですね。送料も5万円ぐらいかかるのですが、こういったものを全部管理費の中から払って、住民には貸与するよと。そのときの同意書も全部取り交わしてということで。地域の防火防災功労賞の優良賞を10年前にとっているのですが、引き続き10年後もどうなっているかなと思って問い合わせをしたら、こういう返事が来た。こういういい見本がありますので、ぜひこんなところもあるよというのを、それこそ広報のときにチラシなり何なり、参考資料としておつけになるのもいいと思ひまして、御紹介しました。

それから、もう一点。先ほど、各町会等では取り付けをする人がいない、特に高齢者の場合はいないというお話がありましたよね。やはり10年前に、私の記憶だと、消防団の方とか、災害時支援ボランティアとか、もちろん町会役員の方たちが取り付けをしている写真もつけて応募なさった例もあるのですね。ですから、ちょっと書類を見てくださいと、そういった町内会もあるので、個数が少ない場合でも、そうやって努力をしているところもあるし、全くされていないところもあるということも、ちょっと御理解いただきたいと思ひます。

以上です。

○関澤会長 大変貴重な例を御紹介いただきまして、ありがとうございます。少しだけ解説いたしますと、貸すというところにヒントがあって、管理組合費で買って、7,000人だから、多分全戸の分を買って、全戸に配るよというときに、私は要りませんというのはいないのですよね。ただでもらえるなら、それはもらうわと。なので、3,500個買えると。しかも管理組合が管理しているので、10年後に一斉に引き取って、今度



が10年目だったのですけれども、また新しいものを貸与しますよという方法をとっているとところにヒントがありますね。

別の例でいうと、可搬ポンプとスタンドパイプの40mmホースを大阪市消防局のものにして、各町内会の倉庫に貸与しているのですよ。管理も大阪市消防局、使うのも大阪市消防のOBが地域消防団として使うということで、これはちょっと自主防の成長につながるですけれども、管理とか使用に関しては、ずっと役所が管理しているので、思いはすごくいい。それに似ているなという気がしました。

こうした例を、むしろモデル消防署以外も含めて、各町内会にも、管理組合費で買えないところも、一般の住宅地の町内会では難しいかもしれませんが、2,900円というのは実現しやすい感じですね。先ほどで言うと、幾らお安くなりますかという、4割減ぐらいになったと思うのです。共同購入の例からいえば、5%未満ですけれども。ほかにもひよっとしたらこういう例があるかもしれないので。私、一言言いたかったのは、モデル事業を実施した消防署だけでなしに、廣井さんが言っているように、全消防署とはいわなくても、ある程度の消防署にサンプル調査をして、管内の町内会で共同購入を実施しているところがあるかどうか。先ほどのような、優れたいい例がないかどうか、そちらももう少し探るべきではないでしょうか。

きょうの話を聞いていると、青年部の支援とか、消防署職員の取付支援は実施に至っていないし、実際には余り安くなっていないという中で、安くなることを目指して3月から取り組みますとおっしゃっていたのを聞いて、これは多分だめだなというような印象が物すごく強かったのですけれども、今の話を聞いて、ちょっと取り組みの姿勢をギアアップしたほうがいいのではないかという気もいたします。

○事務局（小倉） ありがとうございます。費用のほうはモデル消防署のほうでも、2,000円台ということは聞いておりますので、恐らく同じぐらいの値段で提供はさせていただいているのかなと思います。

池上先生、貴重な資料をありがとうございました。こちらは皆様にお配りしてもよろしいですか。

○池上委員 構いません。

○事務局（小倉） 会長がおっしゃられたように、今回のなぎさのように、こちらは葛西消防署管内の事例のようなのですけれども、貸与というのは非常に素晴らしい事例だなどと思います。そのほか今聞いているのが、民生・児童委員の方がきっかけとなって集団購入

に向けた取り組みを始めたという事例も耳に入ってきております。3月に向けて、先ほど申し上げたとおり、課題ありきではなくて、これからいろいろと丁寧に課題も拾いながら、事例を集めていきたいなと考えております。ありがとうございます。

○関澤会長 あと数分お時間がありますので、ほかに御意見のある方、いらっしゃいますでしょうか。

○唯藤委員 全日本ろうあ連盟の唯藤と申します。聞こえない立場で御意見を申し上げたいと思います。御質問ですけれども、先ほど費用のお話がありましたが、聴覚障害者の場合は別に付加機器、パイプとかフラッシュなどというものが一緒に必要になります。聴覚障害者の場合には、値段がちょっと上がるということになるのではないかと思いますので、その費用の部分でなかなか普及が進まないのではないかと懸念があります。

以上です。

○事務局（小倉） ありがとうございます。確かにフラッシュ機能ですとか振動機能がついたものは、通常の単体のものよりも価格が高いという状況でございます。こちらにつきましても、先ほどそういった住警器を扱っているメーカーに確認しましたら、若干安くなるといったところと、あと区市町村の補助事業ですとか、そういったところも活用しながらということも必要になるのかなとは思いますが、それにしても恐らく通常のものよりも高いというのは、実際のところだと思います。

○関澤会長 よろしいでしょうか。

○唯藤委員 聴覚障害者だけではございませんが、さまざまな福祉機器というものがあります。それは国または東京都が定めており、日常生活用具というものですけれども、福祉対応の製品があります。例えばファックス、玄関のブザーで連動して光る機器というものです。それは所得に応じて負担金が決められます。そういうものの中に、この住警器も含めていただければ解決に至るのではないかと思います。いかがでしょうか。

○事務局（小倉） ありがとうございます。日常生活用具の補助事業につきましては、詳しい資料が手元にございませんで、参考にさせていただいて、働きかけられるようであれば、関係先に働きかけるといったことも検討させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○関澤会長 ほかにございませんでしょうか。

○栗野委員 東京都聴覚障害者連盟の栗野です。先日の会議と比べて、いろいろなデータ等の御報告がありました。今、見て、1つ不安に感じたのは、町会ですね。町会に入って

いない人、特に私たち聞こえない者は、聞こえないということもあって、お昼、恐らく回覧板が回ってきたとしても、いなかったり、会っていないために、会費を払う機会がないために、町会に入っていないという人も多々いると思います。そのような方に対しての情報提供はどうなっているのか。また、町会でこのような共同購入をして割引があるというチラシがあったとしても、それを見て、町会に入っていない人でも、また町会に入っている人も、注文ができるのかという不安があります。その場合は、町会に入っていない人に対しての支援、サポートなどという方法は何か考えられているのでしょうか。いかがでしょうか。

○事務局（小倉） ありがとうございます。御意見いただいたとおり、町会に加入されていない方もいらっしゃいます。資料4-3のほうでも、そういった方へのフォローといったものがやはり必要かなということで記載させていただいています。各種団体ですとか、お勤め先といったものも含めまして、さまざまな形でのお知らせ、さまざまな手段、方法、機会を使ってのお知らせが必要と考えております。

○関澤会長 ありがとうございます。ほかによろしいでしょうか。

#### （4）新たな広報施策（案）

○関澤会長 それでは、（4）「新たな広報施策（案）」について事務局より御説明をお願いいたします。

○事務局（小倉） 御説明いたします。資料5をご覧くださいと思います。

共同購入等につきましては、先ほど、今後いろいろと課題を浮き彫りにしていく必要があると思いますけれども、それとあわせまして、先ほどのお話とも関連しますが、今後、各種媒体を活用して、さまざまな形で広報を推進していく必要があると考えております。

今も町会に入っていない方の御不安といったこともございました。1つ目が相談窓口の設置ということで、都民の方あるいは町会役員の方もそうですし、町会に入っていないで、町会でこういうことをやっているけれども、私たちはどうなのかといった御質問、御不安もあると思います。そういった形で、住宅用火災警報器あるいは住宅防火に関することの疑問を気軽に相談できる窓口といったものが、やはり必要になるのかなと思います。こちらは今後の検討課題ですけれども、こういったことも必要になるのかなという認識を持っております。

2つ目としまして、プロモーション映像を活用した広報といったことでございます。今後、訴求効果の高いプロモーション映像などを作成しまして、いろいろな機会に放映することで、先ほど10年の交換の必要性を意識されていない方も多いのではないかとといったこともございますけれども、そういったものも広く訴えていきたいというように考えております。

あわせて3番目に記載しましたとおり、関係機関と連携して、さまざまな広報資料を活用して、できるだけ多くの方に、住宅用火災警報器の交換ですとか奏功事例といったものが伝わるような工夫をしてみたいと思います。

資料5の説明は以上でございます。

○関澤会長 ただいまの御説明に対しまして御質問、御意見などございましたら、どうぞお願いいたします。

○唯藤委員 全日本ろうあ連盟の唯藤です。こちらにあるだけではなくて、いろいろなところでもチラシなどに問い合わせ先などが書かれておりますが、ほとんどが電話対応になっておりますね。聴覚障害者の場合は電話ができませんので、ぜひファックス番号またはホームページ等のメールなどについて記載していただきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

○事務局（小倉） 貴重な御意見ありがとうございます。

○関澤会長 ほかはいかがでしょうか。まだ御発言のない委員の皆さん、ぜひ。

○角谷委員 12月に民生委員でかわりました角谷でございます。私は地元の千代田区の委員なのですが、今までの1回目と2回目の資料をいただきまして全部目を通しまして、千代田区ではどのようにやっているのか、区のほうに行きまして問い合わせをしたのです。そして担当の方に御質問をしまして、回答としていただきましたら、10年前にこれをやりまして、そのときにはいろいろなところに、高齢者だけで住んでいる方、それから障害者をお持ちの方、そういう方に優先的につけるということの報告を、皆さんに郵送なり、いろいろ手を打ちました。そして、どうですかとなりましたら、お願いしますという回答が20%弱ぐらいだったということがございました。それから今もう10年たちまして、継続といたしましては、あとは個々で設置するなり、そういうのをよろしくお願ひいたしますということで、その活動は中止というか、廃止というか、そのときで終わりましたという返答をいただきました。たまたま、このときに民生委員の事務局の方に、実はこうこうなので、こういうのをどこに尋ねたらいいのかと聞きましたら、その方

が、千代田区ではなくて他区に住んでいらっしゃるのですけれども、御両親と一緒に住んでいるのですけれども、自分のうちも3つつけてもらいましたら、このところで「電池切れです、電池切れです」と鳴りましたので、どうなのかと思ひまして自分で脚立で登ってとってみましたら、これはもう全部取りかえなければいけないということなので、鳴るのがうるさいからといって、線か何かを切って、ホームセンターに行きまして、どれがいいのかわからないので聞きましたら、値段が何万するのから、いろいろ幅が広くて、自分のうちにつけるにはどれがいいかと聞きまして買ってきましたら、この前の資料では大分お値段もお安くなりましたと書いてありましたけれども、7千幾らしたとおっしゃっていたのですよね。そういたしますと、あと2つございますから、またこの2つも早々「電池切れです」というふうになると思うと、これもやはり自分たちで取りかえるのですよねというふうに、お話を伺ってまいりました。

以上です。

○関澤会長 ありがとうございます。共同購入を町内会で熱心に活動しているところとか、団地、マンションの管理組合などというところ以外は、今のお話の例が、ほとんど一般的な現状だと思います。2,900円とか2,000円台と聞いて、私は逆にびっくりしたのですけれども、いわゆる街中にある電気量販店で棚に並んでいるものは、連動型ですと今のお値段以上のものもあるし、安いものですと5,000~6,000円とかだったのですね。自分で買いに行くと。そういう意味でいうと、共同購入すると、がくと安いというメリットはあるので、もっと宣伝のしがいがあるのではないかなという気が、逆にいたしました。やはり役所の窓口で、こういうルートで、あるいは町内会で共同購入すると半額ぐらいになりますよというお話があったほうが、きっかけになるような気がしますね、その話を聞きますと。

○角谷委員 全然そういうのは知らなかった。

○関澤会長 先にとってしまって済みません。いかがでしょうか。

○事務局（小倉） ありがとうございます。やはり各区市町村の取り組みによっても異なるところもございますが、10年前は、各区市町ともかなり熱心にやられていましたし、現在でも残っているところもございます。ちょっとそこら辺の値段的なところまで調べていないのですけれども、参考にさせていただきたいと思ひます。

○池上委員 一つ質問をいいですか。今の事務局からの御説明で、新たな広報施策のところ、プロモーション映像のイメージというところがありますよね。ここで連動型の住警

器についての御紹介はないのですか。実際高いのですが、先ほどの住宅火災による死者の説明を聞いていますと、小澤委員がおっしゃっていたように、83人亡くなったうちの41人が設置されていない。42人が設置しているにもかかわらず亡くなっているというのが現実ですよ。これって、鳴っているのですが、自分で身動きがとれない。多分寝たきりの方たちというの、たしか過去の事例で御紹介があったと思うのですが、そうであれば、一般の住警器だけではなくて連動型のものも出回っていて、これだけ高齢化が進んでいると、例えばひとりきりで住んでいても、お隣のうちと連動しているとか、いろいろな方法があると思うのですけれども、そういった方法もあるということ。買う・買わないは別にして、高くはなるのですが、これを実施していかないと今後ますます死者はふえていくと思うのです。ぜひお考えいただきたいと思います。

以上です。

○事務局（小倉） ありがとうございます。池上委員がおっしゃったように、連動式のものはかなり高価だと認識しておりますので、検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○栗野委員 東京都聴覚障害者連盟の栗野です。実を申し上げますと、私も何年前にこのお知らせをいただいて、初めて私も自分の家に警報器をつけて、10年は過ぎたなど気がついているところです。今でも覚えているのが、平成16年に消防法の改正がございまして、そのとき義務となりました。その後、平成18年に新しく家を建てる時にはつけることが義務になった。その後、昔の古いおうちの場合にも必ずつけることが義務になった。そういうことでつけていたのですけれども、10年を過ぎまして、全然気がつきませんでした。多分皆さんも気がつかないままに、かえることを忘れ、そのままになっている方もたくさんいるのではないかと想像いたします。このように、積極的に目立つところにこういったチラシがあれば気がつくかもしれません、各区市町村がそれぞれ、いろいろな場所の目立つところがないと、多分皆さん気がつかない方がたくさんいるのではないかなと思います。

最近、私たちも新しいニュース、情報などが、スマホなどを通じて入ってまいります。またLINE等もございまして、毎日いろいろなニュースが入ってまいります。例えばコロナウイルスのこととか、テレビや新聞などを見る前に、まずスマホなどで情報をとることがございます。ですので、そういったことを考えると、東京消防庁のほうでも何かLINEのようなものでお知らせをすとか、そういった情報提供をするということ。

そういうものもつくられると、こういった情報が入ってくるのではないかと思います。そして安心できるのではないかと思います。そういうことに気がついて、交換をするということに気がついていくのではないかと思います。LINEなどを使って行う効果というものも考えていただければなと思って意見を出させていただきました。

○事務局（小倉） 貴重な御意見ありがとうございます。東京消防庁でもSNSを各種運用しております。また、東京消防庁のアプリも始めておりますので、そういったいろいろな媒体を使った広報といったものも今後進めてまいりたいと思います。貴重な御意見ありがとうございます。

○松本委員 「新たな広報施策について（案）」の3に「関係機関と連携した広報」とありまして、これは非常に大切なところだと思います。その枠の中に、イメージとして「都民向けの広報資料の作成等」と1個しかなくてすごく寂しい感じがするのですが、皆さんも重々認識されていて取り組んでいらっしゃると思うのですが、やはりほかの機関との連動。10年前に導入したときに、多分、相当熱心にされたと思うのですが、改めて10年余りたったところで、もう一度協力してやる必要があると。その際に、やはり高齢者のひとり暮らしとか、支援が必要な人とか、なかなか簡単には言えないのですけれども、福祉部門の方たちとの協力という意味で、いわゆる一般的な防災については、地域によっては、やはり福祉部門の方と防災部署が協力をして取り組んでいる先進自治体というのも全国にあって、ある意味、防火も防災の一環ということも言えますし、ちょっと一肌脱いでいただくというか、福祉部門の方に頑張ってもらいたい。例えば包括支援センターとか、ケアマネさんも家庭に入って行って、いろいろ高齢者、御家族に相談を受けていますから、そこで一言、こういうチラシを持って行って「おたくは大丈夫？」と声をかけていただくだけでも大分違うかなと。ヘルパーさんをお願いするのはどうなのか、よくわからないのですけれども、そういった取り組みをぜひ進めていただくということも盛り込んでいただければなと。きょうは都の高齢社会対策部の方もいらっしゃるって、福祉の方にも御意見を伺いたいのですけれども。

○事務局（小倉） ありがとうございます。

○飛座様（下川オブザーバー代理） 東京都福祉保健局の飛座といいます。私のいる部署は高齢社会対策部といたしまして、高齢者施策を推進している部署でございます。今、お話がありましたとおり、高齢者を支える総合相談窓口である地域包括支援センターですとか、各自治体と連携して、防火防災を推進していければと思っております。今後も一層の連携

をとっていきたいと思います。よろしく願いいたします。

○事務局（小倉） ありがとうございます。東京消防庁でも、防災安全課のほうで福祉を専門に担当している係もございまして、日ごろから各種福祉関係の皆様とは連携を密にさせていただいておりますので、今回の事業につきましても、積極的に連携してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○関澤会長 せっかくだから、国のオブザーバーの方にも。

○吉田オブザーバー 消防庁の吉田と申します。私も消防庁で住宅用火災警報器の交換に関して業務させていただいているところなのですが、やはり国の機関のほうも、この交換期限を迎えているということに大変危機感を持っているところがございます。ただ、こういった共同購入といった地域に根差した活動につきましても、どちらかという、地域の自治体のほうが、得意な部分もあつたりするのですが、消防庁としましては、お話のありました広報用の資料の充実ですとか、あとは全国的な各業界団体と何かいい連携ができないかどうか、模索をしているところがございます。

また、先ほど、こういった交換を促すための一般の方の御意見というのも、今年度、小規模なのですけれども、10年を迎えた世帯を中心に、実際に交換したのか、していないのかといった調査を予定していますので、こうした機会に、そうした結果もあわせてお示しすることができればなと思っております。まだ、進展中ではございますが、引き続きお願いできればと思います。

以上です。

○関澤会長 ありがとうございます。では、初めての方から先にどうぞ。

○小林委員 私は、先ほど福祉のということで声が挙がりまして、手を挙げさせていただきました。東京都介護支援専門員研究協議会の理事をさせていただいています。要はケアマネジャーの団体でございます。ですので、先ほど言いました地域包括支援センターとか、ケアマネジャーが所属しています事業所とは連携がとれてございます。うちの法人のところにも災害部会というのもありまして、今、一番話題に上がるのは今年の台風19号のこともかなり意見として出ているのですけれども、もちろん防火というところも大切なところだと思います。

そういう意味では、本当に現場の高齢者と接している私たちケアマネジャーのほうからも意見を上げることも可能だと思います。なので、その辺で協力できればというところと、今ずっとこのお話を聞いていて、私も現場で御高齢者を訪問させていただく担当のケ



アマネジャーという部分で一つお話をさせていただくと、先ほどのなぎさタウンのところ  
でうまくいった事例というのは、取り付けの支援がありましたよね。御購入をお勧めして  
いただいても、実際に私の担当している方もそうなのですが、買ったまま置いてあるとい  
うことがあるのです。それはやはり取り付けの支援がないのですね。例えば脚立に、御高  
齢者の方が高いところに上れるのかといたら、それは危険ですからやめてくださいと、  
私たちはとめる立場になってしまいます。やはりこのモデル事業の中で、なかなかうまく  
いかなかったというのは、取り付けを御自分たちでということもあったと思うのですね。  
その辺のところはやはり支援不足だったのではないかなと、済みません、現場で働く者  
として感じさせていただきましたので、御意見として出させていただきました。

○事務局（小倉） 現場の貴重な御意見ありがとうございます。

○唯藤委員 全日本ろうあ連盟の唯藤です。また、ちょっと質問したいのですけれども、  
こちらの2番にありますプロモーション映像ですけれども、こちらは字幕はつくのでしょ  
うか。それを確認したいと思います。いかがでしょう。

○事務局（小倉） 現時点では、これも検討段階といったところでございますので、実際  
にいつごろできるといったものはございませんが、そういった点も考慮して検討を進めた  
いと思います。

○唯藤委員 よろしく願いいたします。

○事務局（小倉） ありがとうございます。

○関澤会長 ほかにございませんでしょうか。

私、一つだけ。日本火災報知機工業会の方もいらっしゃっていますよね。取り付けも大  
変なのですが、月々の作動点検もやらなければいけないのですが、ひもがついてい  
るものもありますが、ちょっとみっともないので、デザイン上ないものが多いと思うので  
すけれども、ああいったものはテレビのリモコンみたいに、湯気で鳴ってしまうときにす  
ぐにとめたいというときに、リモコンで音をとめてリセットするとか、そういうことがあ  
ると随分楽だなと思うのですが、そういった製品は開発されているのでしょうか。もし開  
発されていないとすれば、今後、絶対にそれをやってほしいですね。そうでない限りは、  
作動点検をしろと言っても、するほうが無理だと思います。よろしく願いします。

○山本委員 日本火災報知機工業会の山本です。お話がありました、リモコン等でやるの  
が各メーカーでつくられているかといいますと、まだそこまでやられているものはなくて、  
今後、各メーカーにお話をさせていただきたいと思います。この後に話されると思います

住宅防火対策の将来構想についても、またそういうことが書いてありますので、ぜひこの話を持ち帰りまして、各メーカーとお話をさせていただければと思います。

以上です。

○関澤会長 ありがとうございます。

#### (5) 住宅防火対策の将来構想

○関澤会長 それでは、話がちょうどつながりましたので、(5)「住宅防火対策の将来構想」について説明をお願いいたします。

○事務局(小倉) 資料6、横版の資料をごらんいただきたいと思います。こちらは今までの共同購入ですとか広報といったものと、一旦切り離してお考えいただきたいところなのですけれども、第2回協議会でも簡単なイメージ図をお示ししたのですが、今後IoT等の進展に伴いまして、住宅用火災警報器を始めとします住宅防火を取り巻く環境も大きく変わっていくことが予想されます。そこで住宅防火の今後のあり方について、一部夢物語的などころもあるかもしれないのですけれども、提言という形でまとめていきたいと考えておりまして、検討いただく材料として今回お示しました。こちらの内容は、具体的にどこの関係する業界とか団体とか全く調整していない、本当のたたきの資料でございますので、ぜひ皆様から御意見をいただいて内容を詰めていきたいと思います。本日以降、最終的な来年度の会議に向けて詰められるところについては関係する業界等にもお話ししまして、具体的に書けるところは書いていきたいところに思っています。

それでは、一つずつ簡単に御説明させていただきます。

まず、左側です。住宅用火災警報器のあり方についてでございます。こちらは火災警報器本体のあり方というイメージでございます。ここでは住宅用火災警報器の多様化に柔軟に対応できる仕組みづくり、IoTによるさまざまな機器・機能との接続、AI搭載による性能の改善の3つを挙げております。

まず1つ目、住宅用火災警報器の多様化に柔軟に対応できる仕組みづくりですが、今後のIoTやAI等の多様化に柔軟に対応できる検定制度のようなものをイメージしておりますが、こういった仕組みを提言できればと考えております。

続いて、IoTによるさまざまな機器・機能とAI搭載による性能の改善ですが、今後、防犯カメラですとかスマートメーターといった機器ですとか、あるいはスマート住宅、防

犯、高齢者・子供の見守り等の機能との接続、さらにはAIのディープラーニングによる火災・非火災の判定制度の向上、さらに、先ほども天井につけられないというお話もありましたけれども、恐らくセンサーなどが今非常に進歩していますので、必ずしも天井につけなくとも、そういった火災を有効に関知できるものも技術的には可能なのではないかと、いったようなイメージも持っておりますので、こういったものの高性能化の実現が求められてくると考えております。

次に、右側の住宅用火災警報器の維持管理のあり方でございます。今回の協議会の課題の一つとしまして、先ほど来御意見でも上がっておりますが、10年ごとの交換を御存じない方も多いといったところ。また、これから毎年といいますか、毎日といいますか、10年を迎える機器が続々と出てくるといった状況で、今後もずっとこういった状況が続くという課題がございます。10年経過した機器が現状では放置されていることも予想されます。先ほども、線を切ってしまったというお話もありましたけれども、こういった実際の火災の際に有効に機能を発揮しない状態に対して非常に危機感を持っているものでございます。

そこで、維持管理を自動的にといたしますか、システムとして取り入れていくための幾つかのやり方ということで、1つ目が、所有者登録と点検・交換通知制度の導入を提言できればと考えております。一部の家電製品、例えば浴室乾燥設備ですとか食器洗い乾燥機、ガス関係といったものは、長期間の使用によって火災等の事故あるいは一酸化炭素事故を発生させるおそれがあるということで特定保守製品に指定されておまして、所有者登録と一定期間経過後の点検通知の制度もでございます。住宅用火災警報器につきましても、適切に作動しない場合、人命に直接にかかわる機器ですので、購入設置時のユーザー登録、10年なり経過時のユーザーへの通知、お知らせの仕組みといったものもあつたらいいのではないかと考えております。

2つ目は、多様な主体と連携した定期的な点検の実施でございます。住宅購入時や賃貸住宅契約時には、重要事項説明等行われているかと思えます。先日も、水災関係の危険度といったものが重要事項説明に入るといった記事もございました。重要事項説明に入れるかどうかは、ちょっと大きな話題になってしまいますけれども、引き渡し時ですとか契約時に、住宅用火災警報器の取り扱いや定期的な点検、10年での交換についての説明も、あわせて実施していただくというようなことも提言できればと考えております。

また、住宅メーカーでは、新築から数年ごとに定期的な住宅の点検を実施している場合

がございます。また、ガス会社では、ガス漏れ警報器の交換を定期的実施していると聞いております。こういった定期的に住宅を訪問あるいは点検する事業者と連携しまして、その機会に住宅用火災警報器の定期的な点検あるいは交換を推進するという仕組みも提言できればと考えております。

3つ目、I o Tによる機器の状態把握、こちらは左側のあり方のほうとも関連しますが、今後I o T等の機能としまして、住警器の状態、正常に作動しているとか、壊れているとか、電池切れといったものを、ユーザーあるいはメーカーの方が把握できる仕組みがあってもいいのかなと考えております。

4つ目が、「住宅部品点検の日」における点検の推進でございます。こちらは10月10日、住宅の10、点検のテンで10月10日ということでございますが、既にある日でございます。一般社団法人リビングアメニティ協会さんが推進しているものでございまして、これには火災報知機工業会さんも賛同されているということで、お名前を拝見しておりますが、10月10日前後での点検を推進できればと考えております。

最後に、下の横長の箇所でございます。安全に生活できる住宅の評価のあり方についてでございます。「住宅防火対策の評価の仕組みづくり」と書いてございますが、住宅の評価制度としましては、住宅性能評価という制度が既にご覧いただけます。長期優良住宅などといったものもございまして、当該制度の拡充ですとか、あるいは先進的な防火対策を実施している住宅や、住宅用火災警報器の適切な維持管理を実施している住宅を公的に評価できる仕組みがあればいいなと考えております。

以上が、今回お出しさせていただいた将来構想の提言のたたきとなります。ぜひ御意見を頂戴できればと思います。よろしくお願いたします。

○関澤会長 ありがとうございます。それでは、皆さん、御質問、御意見を願いたします。

○池上委員 池上です。今の御説明を伺っていて、家具類の移動防止具といったらいいのでしょうか、黄色い厚いマットを、引っ越し業者さんが、転勤等で多い時期に、新しい家に家具を運ぶときに設置したという例があるのですね。それとともに、引っ越し業者さんにも、行った先の住宅に住警器がちゃんとついているかということも一緒に点検していただくとか、推奨していただく。もしついていなかったら、つけてくださいというようなことを一緒にやっていただけると一つ効果があるかなと思いました。

以上です。

○事務局（小倉） ありがとうございます。

○小澤委員 小澤です。とてもすばらしい構想なのですが、将来的にといい、時間はどれぐらいの範囲でお考えなのでしょうか。例えばこれを読むと、今、AIなどがどんどん進化していますので、もうちょっと待ったらもっと便利な機器が出てくるかもしれないから、今買いかえないで2年ぐらい様子を見るかなどというような住民も出てくるのではないかなと、これを読んで思いました。ですから、何年ぐらいの未来を想定されていらっしゃるのか、その辺をある程度はつきりされたほうがいいかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○事務局（小倉） ありがとうございます。住警器のあり方のほうは、法律とか、検定制度のほうもございますので、短期的に実現できるかどうか、ちょっと不明な点もございませけれども、どちらかというと長期的な視点なのかなというように考えております。そのほかの項目も、業界団体さんの自助努力でできるようなところは、すぐにでもやっていただきたいところもございませし、物によって時間的なものはさまざまだと考えております。

○関澤会長 ほかはいかがでしょう。

○川井委員 東京都社会福祉協議会の川井と申します。素朴な疑問、質問になってしまうのですが、そもそも初めの御報告で、この制度は法律上罰則があるわけでもない中で設置義務化されているということで、それでも9割が設置されていることにまず驚きました。自分自身はマンションに住んでいて、初めからスプリンクラーなどがついているので、ほとんど意識したことがなかったのですが、うちの戸建てに住んでいる職員に聞いても、やはり10年ぐらい前に設置して、もう取りかえなければいけないとは思っているのですというような話でしたので、やはり日本人は真面目だなとも感じたところなのですが、一方で、やはり庶民としては、一般の家電がそうであるように、せっかくそれなりにお金も払ってつけた以上は壊れるまで使いたいということが人情で、10年と漠然と言われても、まだ使えるのではないかとか、どう点検すればいいかということまで、わざわざ考えて、なかなか行動しにくいというのが人情なのかなと思います。

そういう中で、質問なのですが、10年が大体目安で、それ以降は交換したほうがいいということであれば、そのことをやはり法律化して交換義務もあるというふうにしなないと、10年たって放ったらかしにして肝心なときに機能しなかったのでは、何のために設置したのか、あるいは何のために設置を義務化したのか、法律の趣旨も損なわれると思うので、そういう検討というのはされていないのでしょうか。

○事務局（小倉） ありがとうございます。東京都の場合ですと、火災予防条例で設置の規定がございまして、維持管理、それから交換についても、火災予防条例のほうで設けております。交換のタイミングについては、交換期限が来たらといったところで、10年とは言えないといいますか、機器によって、場合によるとその前後といったものもございしますので、機器ごとの交換期限が来たら取りかえてくださいという形では、今のところ載せております。10年というのは一般的な家電等を参考にしまして、あとは業界団体さんのほうでも、そういったことでお勧めされているということで、目安としてお勧めしているところですので、必ず10年たったら交換してくださいというものではございません。

○川井委員 何となく、その辺のフエジーさが隘路になってしまうのかなと思うので、例えばですが、機器ごとに国なり関係機関がつくった製造機器について、それぞれ貸与年数が何年と定めて、その貸与年数を過ぎたらかえなければ義務に違反するというようなことなども考えないと、なかなか難しいのかなという気がしました。

済みません、もう一点なのですが、東京の実情を考えると圧倒的に集合住宅が多い。区部で言ったって、たしか6割を超えるぐらいが集合住宅だと思いますし、角谷委員の地元である千代田区は優に9割を超える住民の方は集合住宅に暮らしているので、集合住宅も当然、設置義務は同じように網がかかっているということだったかと思いますが、実際には、マンションなどであれば初めからついていたりすることもあると思うので、その辺はどのようになっているのか、お聞きしてもよろしいでしょうか。

○事務局（小倉） 基準ということでしょうか。

○川井委員 そうですね。あるいは、実際には、マンションなり集合住宅単位で設置されているのが普通なのか。それとも意外と設置されていなくて、個別の物件ごとに管理が任されているのかとか。

○渡辺委員 東京都宅地建物取引業協会副専務の渡辺でございます。ちょうど10年前を思い出します。住宅に火災報知器を設置するのが決まったからということで、東京都本部のほうから、つけるようにということがありましたけれども、具体的には、やはり大家さんのほうを説得してというのが大前提であります。こういうものについて国や東京都のほうから大家さんに言ったところで、罰則だとか云々がないケースのほうが多いかと思うのですけれども、実態として、我々管理している者が大家さんを説得しながら、そんなに高いものではありませんし、つけないで万が一があると、いわゆる財産が減価するじゃないですかと。評判が悪くなりますからつけましょうよというふうに積極的に大家さんを説得

しまして、当然、大家さんのほうでは、つけていただくことは無理ですので、我々の業界の人間がやった人もいるかもしれませんが、出入りの業者さんに、「全部注文するから安くやってちょうだいよ」というところでやった結果かなというのが、私も、先ほど御指摘にありました住宅の設置率9割というのは、そんなに進んだのだなというように感じております。

実際、その点で、さらに今後というところが、皆さん、先ほどからのお話にあるかと思えます。今、宅建業界は、重要事項説明の話も出てきましたけれども、確かに重要な話かとは思いますが、重要事項説明がどんどん煩雑化しておりまして、それよりも実態として、我々業者が入居者及び家主さんの財産を守るという意味も含めて、そういったところに逆に特化した案内をつくる必要があるのかなというようには、先ほど来皆さんの御質問をお聞きしながら、私は考えておりました。

先ほどの小澤さんの御意見の中で、とても興味があるなと思ったのは、2ページのところにありました、いわゆる設備があったにもかかわらず死亡者が出たということでしょうけれども、設備があって早目に感知したから死亡者が出ないとか、早目に処置ができて、ぼやで済んだとか、そういったものを我々としては情報としていただけると、物すごく大家さんに説明がしやすいなという感じを受けました。

我々の協会は、今、東京都で1万5,500社ぐらいありまして、共同住宅というお話がありましたけれども、ほぼ物件数の6割、7割ぐらいは、我々の協会の会員が管理しているのかなという感じがします。最近では、東京23区のほうも、御存じのように、空き家の対策の関係で、東京都も区のほうに大分そのような声をかけておりまして、その空き家の実態についても詳しい情報が上がってきております。行政のほうにも、先ほど千代田区への問い合わせ等の実態があったと思うのですけれども、行政との連携というの、かなり行政のほうは直前に、先ほど言いましたような理由で、ある程度の情報データを持っている可能性もあるなという気がいたします。今回の新しい提案の中に、交換の通知制度の問題とか、ユーザーの登録などということも含めて、空き家の問題で所有者が明確にならないということも随分上がってきておりますけれども、そういう側面からでも行政と連携しながらというのが、これからずっと長く続けていくということには、やはり皆さんと同意見で必要かなという気がいたします。

以上です。

○青木委員 今の委員のお話の一つ確認でつけ加えたいのですが、今、先ほど川井委員が

おっしゃったように、世の中にマンションが多いということで、もともと住宅用火災警報器の設置対象というのは、戸建ての住宅をターゲットにしたものでございました。心配の自動火災報知設備は、一般的には共同住宅というのは500㎡以上には法令で設置することになっておりまして、そういったものに対しては、通常の民間にある店舗などと同じように、1年ないしは3年で定期点検が法的に義務づけられております。

したがって、住宅用火災警報器等が9割というのは、マンションだとか何かというのは法令的に設置されて、しかもそういったものについては法令的にも定期点検が行われているということです。御承知のとおり、こういったところで業者がやっている、鳴る・鳴らないというものですね。

ですから、これから我々がしっかりと対応していかなければいけないのは、500㎡以下の、戸建ての住宅もしかり、アパートの小さいものですね。こういったものは、先ほど委員がおっしゃったように、家主さんなどに対して我々がきっちり物申して、点検をしていかなければいけないというものはございます。そういった500というのが一つございますので、御承知おきください。

○松本委員 一つ最後に、非常に根本的で、これまでの皆さんの努力のちやぶ台返しではない、それを言っちゃあみたいな話かもしれませんが、火災警報器の設置及び維持管理の義務は、管理者、占有者、所有者で、優先劣後はないということで、契約時などに取り決めたり、話し合いをして決めるという整理だったと思います。これを素朴に考えると、賃貸住宅の場合、やはりこれは大家さんの責任ではないですかね。耐震性の問題、防火性能の問題、人さまにお貸しして命をある意味預かるという意味で、精神から言えば、耐震性、防火性能、この警報器の設置や維持管理というのも、私は大家さんの責任ではないかなと思っていて。今までの経緯があって、積み重ねてきてここまで来ていると思うのですけれども、やはりそこをもう一度、原点に戻るといふか、シンプルに考えて、そういうニュアンスもこの将来構想の提言に書き込むことはできないかなと。

重要事項説明というのがありましたけれども、重要事項説明という話ではないと思います。もっと根本的な話。水害のハザードマップの重要事項説明も、僕は実はどうかと思っただけなんですけれどもね。根本の問題は、そこにあるのではないかというのを私の意見として述べさせていただきました。

○事務局（小倉） 貴重な意見、ありがとうございます。

○廣井会長代行 これは多分議論が必要な話なのですけれども、左側の住宅用火災警報器



のあり方について、基本的にはI o Tも含めて、機能をふやしていこうという流れなのですよね。さっき池上さんがおっしゃったように、確かにこれから高齢化するので、多機能なものというのは多分ウェルカムなのです。なので、前回この資料を見せていただいたら、ああ、そうだなと思ったのですけれども、きょうの資料を見ると、機能が多くて高い物ではなくて、むしろ廉価で長寿命な物のほうがよいのではないかなという気も、ちょっとしてくるのですよね。

なので、いろいろな物を選べればいいと思うのですが、AIを使うとか、一部の人にはもしかしたら無駄な機能かもしれないので、もっと着実に廉価で長持ちするものを、きちんと技術開発をエンカレッジするという方針も、どこかで盛り込んでいただきたい。ただ、そうすると、また廉価なもので済ませてしまうと思うので、バランスはなかなか難しいのですけれども、ちょっときょうの資料を見ると、10年間で買いかえて、また10年後もこれをやるのかという話になるので、やはりそちらの方面の技術開発も必要なのではないかなという気がちょっといたしました。

○関澤会長 つけ加えますと、そもそも10年寿命などという話は、最初に義務設置、あるいは国が義務設置を決める前に東京都は先んじて、東京都の消防総監が旗を振って、全国に先駆けて、まず東京都で普及が始まったのですよね。そのときは別に期限などを切っていないくて、外国製品でもいいというか、電池の寿命だけで決まっていたみたいなところがあつたのが、5年寿命の電池、その後義務設置になってからは、ほぼ全国的に、海外製品でない限りは、日本検定協会の鑑定品として10年寿命の電池をつけるようになったので、10年をめどにと言われるようになったのですよ。

10年という話は、新しく統一的に10年電池が入るようになってから10年で、最初は電池寿命が切れますから交換しましょうねという話で、これまでも20年近くやっていますから。変わってきたのが、電池だけ交換したらいいのですよねという話になりまして、その電池交換はどうしたらいいかという、大変しち面倒くさい手続が要ることがわかりまして、自分で交換できないのですよ。メーカーさんのほうは、大変面倒くさいから、本体ごと新品にかえてくださいと言い出して、本体も10年ぐらいをめどに機能が低下しますからという理屈づけで来て、それを曖昧にしたまま今に至っています。

明確に、最初から、電池と本体一体型で寿命が、10年は短いので15年物でいきます、あるいは12年物でいきますと、本来そうやられるべきなのです。そうすると、電池がきたからか、本体がきたからかなどということはなしに、寿命込みの本体ですということ

にしないと一般的にはすごくわかりにくい。ここでも何度もそれは申し上げたけれども。これも火報協会さん、あるいは国にお願いしたいのですけれども、その辺をすっきりさせないと、非常にわかりにくい構造で説得しにくい。今も電池ということを必ず言っています。電池の寿命が10年をめどに、ということも必ず言っています、そうしたら電池だけ交換したらいいのですよねという話になってしまいますので、その辺がやはり、東京都も含めて、事務局である東消の住宅防火安全のところも、ここでの意見として、ぜひともそういうことも取り上げて、国または火報工業会さんに、その辺をもう少しすっきりした整理で、一般の人にわかりやすく。今度の10年の運動を起こしていることを機に、次回に向けては何かそういう、あるいは一斉交換ができるような方向に向かっていかないと、10年後、20年後に向けて、新しい取り組みになるのではないかと思います。ちょっと余計なことを言いましたけれども、よろしく願いいたします。

○事務局（小倉） 貴重な御意見ありがとうございました。事務局から大変恐縮なのですが、会場の関係でお時間となりますので、よろしく願いいたします。

#### （6）その他

○関澤会長 済みません。ちょっとお時間が押して申しわけなかったです。

では、最後に、事務局のほうから、（6）「その他」で何かございますでしょうか。

○事務局（小倉） 今後の予定でございますけれども、先ほどいただいたさまざまな御意見を踏まえまして、モデル事業あるいは事例も収集しつつ、また将来構想につきましても関係機関の皆様と御相談させていただきながら詰めてまいりたいと思います。

次の協議会、第15期としての最後の会議を予定しておりますが、こちらは4月から5月ごろの開催を予定しております。その際には、最終的に報告書、提言ということでごらんいただきまして、確認をいただきたいと考えております。日程等につきましては、改めて調整させていただきます。よろしく願いいたします。

以上でございます。

○関澤会長 どうもありがとうございました。

それでは、本日の議事は全て終了いたしましたので、最後にまた事務局に進行をお返しいたします。

#### 4 閉 会

○事務局（小倉） 会長、進行ありがとうございました。本日の議事録につきましては、ホームページの公開に先立ちまして、皆様にまた御確認いただきたいと思っておりますので、お手数ですがよろしくお願いいたします。

本日は長時間にわたりまことにありがとうございました。

午後4時29分 閉会